

第9日目（6月8日）

○副議長（鈴木 一君） おはようございます。延会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○副議長 ただいまの出席議員数は21名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、小澤実君より遅刻、病院事業管理者から欠席の届出が出ておりますので、報告いたします。

[午前9時30分]

○副議長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

○副議長 質問順位7番、議席番号15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 おはようございます。市民の皆様には傍聴においでいただき、ありがとうございます。議長より発言を許されましたので、通告に従い一般質問を行います。今回はほんの5項目であります。

1 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について

まず、1番目であります。新型コロナウイルス感染症ワクチン接種についてであります。4月は9件の新規感染者が南魚沼市内で報告されたが、5月は20日までに44人の陽性者が出たと報告されている。5月中の感染者のうち、感染経路不明が20件と多く、新潟県からは家庭内感染の防止に重点を置くよう指導を受けた。ワクチン接種対策のため、保健課保健事務係を保健事務班に変更して、新型コロナワクチン接種対策室に6人の保健師を配置している。5月9日までの接種状況は、高齢者が1,540人、医療従事者が2,475人と報告されている。

3月22日付発送のワクチン接種に関する重要なお知らせは、文書枚数が多く、65歳以上の高齢者が理解するには時間がかかるものであった。一番重要なお知らせは、南魚沼市新型コロナウイルス感染症のワクチン接種場所に記載されている予約方法であります。先着順であると理解してしまう書き方で、問合せが殺到し、新型コロナワクチン接種対策室と新型コロナワクチンコールセンターは一時、大混乱した。

加えて、ワクチンの供給量は少なく、接種の優先順位をどうするかで新型コロナワクチン接種対策室は予約確定文書発送に時間がかかった。実施日までには確定文書を送らなければならないので、連日遅くまで残業を続けた。こういう状況は、16歳以上人口、約4万8,000人、65歳以上人口、約1万8,800人を対象とした事業であるから、容易に予測できたはずであった。

そこで、ワクチン接種を全庁挙げた事業と捉え、一部の部署の過重労働を改善すべきではないか。

市長には、いつものように簡潔明瞭な答弁を期待しておりますけれども、答弁内容によっては質問席にて再質問を行います。2番目から5番目については、質問席で行います。

○副議長 寺口友彦君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市長 改めまして、おはようございます。本日もよろしく申し上げます。

それでは、寺口友彦議員のご質問に答えてまいります。

1 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について

まず、1点目の新型コロナウイルス感染症ワクチン接種のことです。南魚沼市では、令和3年2月1日に外山副市長を統括とさせていただいて、福祉保健部長を室長とした新型コロナウイルスワクチン接種準備室を設置しました。2月1日です。設置時点から、福祉保健部以外の2つの課から応援職員を派遣して、ワクチン接種実施に向けた準備を進めてまいりまして、4月1日からはこの準備室を新型コロナウイルスワクチン接種対策室として、体制を強化して具体的な作業を進めてきました。

5月31日現在の数字ですが、新型コロナウイルスワクチン接種対策室の専任職員は、保健課の保健師3人、事務職2人、他の課からの応援事務職員2人の計7人、及び臨時職員2人となっていますが、ワクチン集団接種の実施に当たっては、保健課の全課体制で準備から運営まで携わっています。また、平日に行う業務についても、福祉保健部を中心に他課の職員の応援体制を組み、システムへの入力作業などを進めています。

集団接種の接種当日においては、各会場にまさに全庁からの従事者を動員しまして、業務に当たっています。各会場の整備責任者については、部署を超えて管理職等を配置し、新型コロナウイルスワクチン接種対策室と事前打合せを頻繁に行うなど、十分な準備のもと、当日を迎えられるよう体制を整えているところです。さらには、関係の医療機関、また各団体——医師会の皆さんや薬剤師会の皆さん、在宅の看護師の皆さん、こういった皆さんからの協力を頂くなど、市役所全体はもちろんですが、地域の関係機関等の総力で実施していることを、ぜひともご理解いただきたいと思います。

なお、この6月は高齢者に対するワクチン接種がまさに山場を迎えます。現在遂行中の12の会場、これは移動しているわけでありまして。全体では24回のオペレートになります。この集団接種に続いて、医療機関での個別接種もまさに始まっておりまして。国全体で取り組んでいます。可能な限り7月中に65歳以上の希望者全員の方々の接種が完了するように、総力を挙げて取り組んでいかなければなりません。あわせまして、今後は人口の70%以上を占める64歳以下の皆さんへの接種も始まるということから、現在の応援職員の任期を延長せざるを得ない。そういう状況を行ったり、また6月の初旬——つい先日からは、新規の応援職員を追加し、さらに7月からは5人の会計年度任用職員を採用し、体制の強化を図っていきたいと思います。

いろいろなお話が伝わっているかと思っております。議員、そういうことで今回お話をされているのだと思いますが、まさに未曾有の大事業であります。人口から見てもいろいろなことが予見できたららうというお話が先ほどありましたが、それはそれでありまして、実際にこれをオペレートしていくことが誠にこれほど大変だということは、やりながら分かってきているところもございます。

そして、遅滞することなくそれを遂行していこうという、本当に使命感を帯びた職員の活動に対して、私は長としてこういうことはあまり言うべきではないかもしれませんが、頭の下がる思いもしております。まさにいろいろな話があるかと思いますが、産みの苦しみの最初を今、乗り越えてきたという実感もしております。これからきちんと定められた、今度は移動型ではない常設型のワクチン接種会場にも切り替えてまいります。まさに6月27日からはそれが始まります。準備は大変ですが、ここで頑張らなければ市役所そのものの信頼もなくなる。それが一部の職員に負担がかかり過ぎてはならない。これは長として、一番心の痛むところですし、そういうことがあってはならないと思っておりますが、難儀をかけたことも事実であります。なので、その部分をよく捉まえて、長丁場になりますので、これからの体制をやっていきたいと思っております。

心配をかけたことは大変おわびを申し上げますし、職員の健康も一番に考えながら、そして同時に、市民全体の命を守るという事業でありますので、一生懸命取り組んでまいりたいと考えているところです。ご指摘いただきまして大変ありがとうございます。肝に銘じてこれから運営してまいります。よろしくお願いいたします。

○副 議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について

市長のほうから一部に過重の負担をかけたということに対して、反省といたしますか職員に対する言葉も聞きました。新型コロナウイルス感染症というのは、パンデミック、要するに私としてはもう災害だというふうに思っているのです。災害対策に対する市のほうの対策としてと考えれば、いわゆる担当は福祉保健部でありますけれども、市長が先ほど言いましたように、他の課から最初は2名の応援を入れたということがありますが、そうではなくて総務部が総がかりでまずはやる。

一番やはり市民の皆さんが心配していたのは、ワクチン接種の優先順位でありますよね。これがどうなったのかということがよく分からない。いつ打てるのかという知らせがなかなか来ないというところもあったのですけれども、やはり当初の人数からしてこれだけの人数——65歳以上、約1万8,800人ですけれども、これを多分、デジタル化ではなくて、本当にペーパーのほうで一つ一つ追い出しながらやっていったという状況であったと思うのです。そうすると、今後のこういうようなパンデミックについては、10年おきに出ると言われています。SARS、MERS、そして今回のコロナウイルス。そうするとまたこれの時期がやってくるわけありますから、それに備えたやはり最初のしかかりの部分で、どうやって時間を短縮してやるかということ、やはり総務部の総がかりが必要であったというふうに思っています。この辺についてもう一回だけ市長のお考えをお聞かせ願いたい。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について

そういう細かいところのやり取りが、私は一般質問にふさわしいかどうかちょっと分かりません。ただ、先ほど指摘いただいている大きな肝の部分はよく分かりますが、総務部総が

かりという限定的なお話をされますけれども、総がかりでやっているのです。しかし、指揮の一番上にあるところの部分については、先ほど言ったような保健課等が中心になり、ワクチン接種準備室から対策室に変わってきた。こういう流れでやっている。まさにそのとおりやっています。しかし、それでも大変なのです。

そして、昨日発表させていただいた 65 歳以上の皆さん——物すごい不安の中で過ごされているそういう皆さんに対して、南魚沼市は少し皆さんからも誇りにも思ってもらいたいところがあるのです。全国の、または全県の 65 歳以上のワクチン接種率と比較してみてください。別に接種の速さを競い合っているわけではないです。しかしながら、かくも果敢に戦っている結果、みんなにも難儀をさせてきたけれども——それは自分たちの健康を害してまでできませんが、まさに市役所が市民の側に立ってやっているということも含めて、大変な産みの苦しみもありましたが、これからそれを糧に、飛行機で例えれば最初のランディングから徐々に飛び立つまでの難儀と平衡、そしてそういう状況に今なりつつあって、自信めいたものにもつながってきていると私は思いますが、いかがでしょうか。

そういう視点からまずは頑張りを褒めて、そしてこれからまた将来続くかもしれない——そんなことがあってもらっても困るのですが、そういう災害はいつも起きるという観点に立って、今回の流れのつくり方は本当に歩みながら考えているところもある。これらは次に生かさないはずはありませんので、そういう視点でぜひともご理解を賜りたいと思います。何としても職員の健康を害してまで、できないことではありますが、ゆえに全庁挙げて、そして総がかりの体制でやっているということをご理解いただきたいと思います。

○副 議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 分かりました。

2 国際大学敷地と空き校舎の利用について

では、次の 2 番目の質問に移ります。国際大学の敷地と空き校舎の利用についてであります。雪国で共に創るスポーツを通じた健康増進プロジェクトが、国の地方創生推進交付金事業に取り上げられました。また、新エネルギー等普及推進事業として、雪冷熱などの再生可能エネルギーによる脱炭素の取組として（仮称）雪の勉強会が立ち上がろうとしています。市と連携協定を結んでいる長岡技術科学大学をはじめとする有識者との会にするようであります。

そして、イノベーション推進事業として松井利夫様から新たに 5 億円の寄附を頂きました。これらを総合して関係課、横断的な組織をつくり、国際大学敷地内や空き校舎に研究施設を整備し、まさに雪資源利活用に向けてスタートを切る絶好の機会が来ているのではないかと。

そこで、雪国で共に創るスポーツを通じた健康増進プロジェクトと（仮称）雪の勉強会とイノベーション推進事業をまとめて、総合的な雪資源利活用事業をスタートさせ、国際大学の人脈を生かした国際連携研究機関を、国際大学敷地内や市内空き校舎に設置する計画を始めるべきではないかとあります。

○副 議 長 市長。

○市長 2 国際大学敷地と空き校舎の利用について

それでは2つ目の寺口議員のご質問に答えます。雪資源利活用の件であります。雪資源利活用は平成 29 年に開始しまして、まさに昨年、本当は1つ目の花を開かせたいと思ったのですが、今年もまだ極めて見通しが難しいところがあります。前にも答弁しているとおり、我々が雪を持ち込んでオリパラの会場でということは、もちろんやろうと思っておりますが、今の状況を非常に注意して見守っています。できれば、先様といいますか、相手側と一緒にやる事業がありますので、向こうの方が断念するとか、全体のオリパラの中止とかそういう事象がない限りは、我々は今準備を整えているところです。しかしながら、先ほどワクチン接種等の問題の話が出ました。これが一番、最大の今、南魚沼市の課題であるということに鑑みて、雪の利活用の問題も少し縮小気味にやるとか、そういうことも今考えているところでもありますのでよろしくお願いします。

ただし、雪の利活用は将来にわたるエネルギー問題とか、様々この地域の産業の大きな生かし方というものに絡むので、この歩みを止めるわけにはいきません。今ほど話がありました仮称ですが雪の勉強会、これらを長岡技術科学大学の教授やその他関係者の皆さんと立ち上げ、6月25日に設立準備会を開催する予定で下準備を進めています。この中で再生可能エネルギー、またゼロカーボンに向けた取組を進めていきたいと思っております。

アルプス技研の松井利夫様の話も出ました。合計で8億円という大変な高額のご寄附を頂いています。これらも松井さんとの間の話の中で、様々、うちの市の今取り組んでいる内容にも賛同も頂くところもあって、まさに今、議員がお話しいただいたいろいろな観点で、総合的な雪資源利活用をスタートさせて、その中に国際大学の人脈を生かせとかいろいろお話がありましたが、まさにそういう視点で進みたいというふうに考えております。この点につきましては、議員と考えると全くと一致していると思っております。

国際大学との連携、空き校舎の活用はもちろんでありますし、様々、既存施設のリニューアル、関係者との連携、これが期待できる地域とかの選定とか、様々にあろうかと思っております。この辺を探りながら進めていきたいと思っております。

持っている資源を最大限に活用する、それをまたさらに引き上げるという視点で取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうかまたいろいろご提言をよろしくお願いいたします。

以上です。

○副 議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 国際大学敷地と空き校舎の利用について

大きなものを始めるすばらしいきっかけ——資金繰りの面でもこれだけのお金を頂きましたので、非常にいい部分かなと思っております。前々から国際大学の人脈について、どう活用するかということは、市長と思いは多分同じであったと思っております。今回こういうようなところをやるといことになりますと、果たしてどういう部門がいいかなといっても、例えば松井さんから頂いた基金事業についても、市内の若者の起業ということがメインでありまし

たが、そういう若い人たちに世界に向けた視野といいますか、そういうところを持った——どうなるか分かりません。しかしながら、せっかく国際大学という人脈を持っている南魚沼市でありますから、そこを生かしてやはり世界に向けたこういう商売、ビジネスといいますか、それを考える若者に出てきてもらいたいのです。ですので、どうしても国際大学の方たちといかに連携しながらやっていくのかということが、非常に大きなものになっていくと思っております。

節水農法というのがテレビで出ました。ビニールハウスで野菜や果物を作っている。特殊なシートを使うのだけれども、本来の水耕栽培に比べて水の使用量は10分の1であると。しかも、ハウスから外へ流す排水がほとんど出ないというやり方がありました。農産物自体も非常においしいということでありましたけれども、こういったところをでは世界展開していくとなった場合に、例えば国際大学の中央アジアから来ていらっしゃる方たちは、もう川がないところでやっています。そうすると解ければただの水でしかない雪でありますけれども、雪を雪冷熱、さらには水として考えて水の活用方法ということまで含めていくと、これはいろいろな意味で国際的な展開ができる部分になっていくかなというふうに思っています。

ですので、ここだけに絞れとは言いませんけれども、とにかく若い人に世界的な視野を持って起業するのだというところを、やはり動機づけをするのは市だというふうに思っていますので、そこら辺についての今の市長の考えをもう一回、お聞かせ願いたい。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 国際大学敷地と空き校舎の利用について

いろいろな思いがありますので、まとまる話になるか分かりませんが、国際大学のことでいいますと、まず例えば振り返りになりますが、新ごみ処理場をなぜあその場所に持っていきたかったかというのは、周辺の環境に影響が、極めて住宅地がないからということとかだけではなくて、将来のこういったことに結びつけたいという下地の考え方、思いがあって、あそこに入っていこうと思ったのがきっかけでありましたが、それは難しかった。しかし現在、国際大学の皆さんも農業、このことに非常に今関心を示している。いわゆる会計学の学問のそういうところだけがよく言われますが、今アジア圏における農という問題の中で、農業ビジネスとかそういったことを非常に考えておられるのだなということ、ちょっといろいろな意味で考え方を周知しているのかなという思いもします。

加えて先月ですか、私も農業ビジネスの講義に呼ばれました。私としては実践している南魚沼市の話をしただけのことではありますが、学生さんたちの中にそういう動きが今あるのかと思ってびっくりします。なので、今ほど寺口議員がお話しされたようなそういう方向性は強く感じていますし、加えて雪冷熱の問題に学生さんが大変関心を持っている。本当はごみ行政にも物すごく関心を持っている学生さんたちがいっぱい出てきていましたが、それはそれとして、いろいろな意味で時代の変化を感じています。

加えて私が国際大学のほうに関係している中で一番強い思いを持っているのは、学生さんたちの交流とかということをよく口にする人が多いのですけれども、それもあつたのですが、

それ以上に卒業生の皆さん、そしてあそこを運営している組織、理事の皆さんのやはり顔ぶれです。トップは財界を代表する方であるわけでありまして、加えて例えば会議の私のすぐ脇にいるのは、NTTの会長、そしてイオングループのナンバー2の方、例えばです。そういう皆さんが普通に集まって、財界の会議をやっているみたいな理事会なのです。今のところはそういう取っかかりがなかなかない。そういうものもある。まだまだ大きくはないと思いますが、今後、私どもがいろいろ進めていく中にとっては、我々としては少なくとも話を聞いていただける関係性を持てる方々が、これほど身近にあるということ——私は国際大学の一番のここに立地していただいている、私にとっては利点だと思っています。

こういったことが今ほど言った農業ビジネスや様々な関係性、エネルギー関係もそうかもしれないし、こういったものに将来なっていくように、我々が少しでも努力していくことが大事かなと思います。一足飛びにはいかないと思いますが、そういうことが我々の地域には資源としてあるぞということでもあります。

○副 議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 公営住宅の集約と再編、新規整備について

それでは、3番目の問題のほうに移らせてもらいます。公営住宅の集約と再編、新規整備についてであります。新たに第3次財政計画をつくり、行政課題や制度変更など新しい課題に対応した計画を立てる必要が出てきたと市長は表明した。公共施設等総合管理計画の個別施設計画の実行や、病院事業会計、上下水道事業会計なども含めた市全体での投資事業費が問題となるであろう。

支出の面では、公共事業の入札も考えなければならぬでしょう。紙入札の落札結果は市のホームページで確認できるが、電子入札の応札結果は載せられていない。これらも公明正大を基本とすれば、落札結果は広報紙やホームページで公開しなければいけないと考えるものであります。持続可能な財政運営のためには、民間に任せられるものは民間へという姿勢が必要であると合併当初から言い続けてきました。公営住宅の現状と今後についてが、令和3年4月22日に社会厚生委員会へ報告されました。相変わらず、公共だけで考えている。住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸しすることにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することが、公営住宅法に明記されている。公営住宅法は昭和26年7月1日に施行されたものである。当時は民間で賃貸住宅を整備することは少なかった。令和の時代とは環境が違うのである。

この報告の中で、南魚沼市公営住宅長寿命化計画が示され、2040年には340戸を確保と書かれている。集約、再編等のイメージ図も描かれているが、新規整備が7棟も示されている。今、令和の時代で民間の賃貸住宅が供給気味であり、新築にはすぐ入居者が見つかるが、空き部屋が目立つ。財政負担軽減や民間活力活用のためには、市が新たに施設を造るよりも今ある民間のものを活用するという発想が必要である。民間施設への入居者に家賃補助を出すという視点が計画には欠けている。

そこで南魚沼市公営住宅長寿命化計画にある新規整備をやめ、民間施設への入居者に家賃

補助を出すという考えを具体化すべきではないかであります。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 公営住宅の集約と再編、新規整備について

それでは、寺口議員の3つ目のご質問です。公営住宅の集約、再編、新規整備等々であります。公営住宅等長寿命化計画は既存の公営住宅の長寿命化の推進を主たる目的としているために、家賃補助を含めた民間賃貸住宅の活用に触れていません、この中では。その方向性を排除するものではないということをご理解いただきたいと思います。

今ほど議員がお話になっている——当時昭和26年と言われましたでしょうか、公営住宅法ができてから既に大変な年月がたっている。そして現在のいろいろな状況が変わってきているのではないかとこの視点を立ってのお話だと思いますが、私どももそういう視点は本当に感じています。既存の様々な法律や制約がある中で、例えばその部分に補助が出る場合には、そういうことが引っかかりがあったりということが全部あるわけで、いつ市でと言うことはなかなか難しいのですが、しかし、議員がお話をされている向きも十分あるというふうには思っています。

今後の公営住宅の需要が今のところ不透明な状況におきまして、直接建設方式以外の住宅確保の検討が必要であるということも、繰り返しになりますが認識はしている。長寿命化計画はおおむね5年ごとに見直しを図る予定であるということから、次回の改定に向けましては、ストック量不足解消の手法を新規整備に限定することだけということではなくて、家賃補助のほか、買取りまたは借上げなどを含めた民間賃貸住宅の活用について、十分、調査研究を進めていかなければならないと考えています。

住宅セーフティーネット法というのも、平成29年4月ですか、改正がありましたが、なかなかこれがいろいろありまして——家賃、大家さんとかそういう問題になると、様々やはり公営住宅の入居される皆さんの条件とかと、賃貸ししている商売ベースで考えている皆さんとのやはり差がある。なので、公営住宅法というのが定まっているのだらうと思いますが、しかしその趣旨は趣旨として、時代的な流れがあるので、やはり国もいろいろなことを考え始めている。

加えて、一番やはり我々が考えておかなければならないのは、空き家がこれほど出てきている世の中になっているわけです。そういうこともあると思います。今まで、私どもの若い時分から、特に六日町を中心に塩沢も大和もそうですが、たくさんアパートが建ちました。雪国であって建物の面が増えれば、それだけ——この後の質問にも及びますが、地下水をくみ上げなければいけなくなったり、そして管理に手間がかかったりということになります。雪国こそ、そういう意味では縮小化という非積極的な意味ではなくて、そういう意味ではなくてやはりコンパクトにしていくという視点が、どうしてもなければならぬと思う中で、やはり公営住宅という問題は、語らなければどこか話をしていても上の空という感じがいたします。

以上です。

○副 議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 公営住宅の集約と再編、新規整備について

5年ごとの見直しということで、民間の活用のほうも排除するものではないという、そういう方向でありましょうけれども、とにかく民間のアパートもそうなのですけど、やはり市長がおっしゃった空き家ですよね。それも今すぐに住める。まだまだ新築に近いという、そういう空き家もどんどん増えてきている。こういう中で、では市がどんどんとアパートだけ造っていいのかという、そういう問題もありますよね。ですので、とにかく民間の空き家が出た場合については、多分もうお住まいにはならないだろうし、取り壊して空き地にする、更地にするしかないだろうというような部分も目立ってきました。

しかしながら、意外と便のいいところに建っているものも非常に多いということでもありますから、そこも含めて5年ごとということでもありますけれども、これについては担当課のみならず、やはり職員が周りを見ていてこういう家があるとか、こういうアパートがあるとか、このアパートはどうも何室空いているとか、そういう情報が——常に動きますから。そういうところが非常に大きいのですよ。5年間で相当な動きが出てくると思いますので、そういう面でアパートの空き具合であったり、空き家のほうの状態であったりということの情報を集めるということについては、市長は今どのようにお考えなのかそれをお聞きします。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 公営住宅の集約と再編、新規整備について

大変重要なことだと思います。そういう視点を常に持って考えていかなければならないというふうに思います。

○副 議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 今泉記念館敷地内への岡村貢像の移転について

では、3問目もこれで終わりにしまして、4問目に移ります。今泉記念館敷地内への岡村貢像の移転についてあります。石打小学校、上関小学校統合協議会は、専門部会での地域からの要望を具体化するための協議に入っている。令和3年5月1日現在での小中学校児童生徒数調査によると、市全体の出生者数は令和元年度で311人、令和2年度で321人と報告がされている。毎度申しますけれども、大胆な発想での統廃合が急がれると思っています。地域資源を活用した定住促進事業として、5月11日には石打小学校において南魚沼市の特性である雪の魅力を説明する会が開かれました。

また、石打小学校区出身の明治の偉人、上越線の父、岡村貢翁が1922年——大正11年1月7日に亡くなられてから来年で100年となります。1931年——既にお亡くなりになっていましたけれども、昭和6年12月6日に初代の銅像がお披露目となりました。1943年——昭和18年、太平洋戦争のため供出されてしまいました。1951年——昭和26年ではありますが、銅像再建が旧石打村で決議をされ、1960年——昭和39年11月23日、石打駅構内に再建されたものであります。昭和39年、新潟国体そして東京オリンピック、新潟地震、非常に大きなイベントというか事件もありました。

上越線は新潟県と関東首都圏を結ぶ大動脈であり、清水トンネルをはじめとする難航を極めた工事は、現在の新潟県の繁栄の礎を築く工事であった。鉄道敷設という発想は、鈴木牧之の北越雪譜に描かれた雪国が、令和の時代の繁栄へと変わっていくための大英断であった。言葉では言い尽くせない感謝の念を形にしなくてははいけないと考える。

そこで、岡村貢翁没後 100 年を記念して銅像を岡村貢翁の生誕地である今泉記念館敷地内に移転し、市内外の多くの方に岡村貢翁の功績を顕彰してもらうべきではないかであります。

○副 議 長 市長。

○市 長 4 今泉記念館敷地内への岡村貢像の移転について

それでは、寺口議員の 4 番目のご質問にお答えいたします。今泉記念館敷地へ岡村貢翁の銅像の移転をということであります。誰が何と言おうと私も信じているのですが、この地域における最大の功労者というか、私は偉人は明治以降、岡村貢翁をおいてほかにいないと思っている一人です。私どもの地域の本当の意味の父であるというふうに思います。かの田中角栄先生もその後の日本列島改造や上越新幹線等々、この発想は全国に及んでいくわけですが、そういう辺境地域の表舞台ではない裏側からの、そういったところを幹からやっていくという発想につながったと思いますし、かの田中先生はふるさとの先輩の中で、一番最も尊敬する人の一人に挙げているということをご存じだと思います。

不肖、私も六日町の高校に通うとき、思春期で不愛想で人にあまり笑顔を見せないような学生でしたが、どちらかといえば、いい子ではなかったわけですが、あの石打駅を通るたびに岡村貢翁の銅像にだけは、目礼を欠かしたことはありませんでした。というのが自負の一つです。かくもすばらしい方だと思いますが、今回、没後 100 年を機に生誕地にも近いですし——生誕地はあのすぐ目の前ですね。ちょうど国道を挟んだ今泉記念館との逆側のあのぐらいの距離のところ——あそこに行くといつも立ち止まることがあるのでありますが、今ちょっと木が鬱蒼と生えていますが、そこに風が通ると下草がそよそよしています。つわものどもが夢のあとというか、ちょっと例えが悪いが。そういうことだけが残って、今地域がまさに栄えているということを見るときに、顕彰を続けていかなければならないという思いに駆られるのです。ただ、道の駅のほうが多くの方に顕彰してもらえるとすることはよく分かりますが、しかし鉄道の、上越線の父である。そして戦役のときの鉄とか銅の供出、それにもそういう歴史があって、そしてその後いち早く、終戦後まだあまり食べるものもままならないという時代だったと思いますが、地域の皆さんを挙げて銅像の再建に向かった。これもすごい事業だったと思います。がゆえに、鉄道の近くでなければならないのではないかなという思いがしたり、加えて南雲喜之七翁を忘れてはいけないと思います。岡村貢翁の後輩というか一緒に本当は同志として、年は違いますが土樽の方、この 2 人がいなければならなかったという事業だというふうにも思いますので、私としては今泉記念館もありますが、湯沢駅というのがふさわしいのではないかと私個人は思っています。

しかし、いずれにしてもこの銅像の前で定期的に顕彰祭を今もずっと頑張っている皆さんがいて、加えてご遺族の方もいます。そういう中で没後 100 年、今どうあるべきかと

いうことを議論すべきか、まだそうではないのか。これも定まりませんが、そういう思いはあると思います。やはりその方々の意向を一番お聞きして、こういうことは進めていくべきことが礼儀ではないかというふうに思いますので、お話はよく分かりました。そういう機会があったら私からも話もさせてもらったりということもできればな、というふうに思っております。大変いいご提案だったと思います。

以上です。

○副 議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 今泉記念館敷地内への岡村貢像の移転について

岡村貢翁の功績ということは、本当に今の我々の繁栄を考えれば、上越線がなかったらどうなっていたのだろうかという思いがあります。そこで、やはり岡村貢翁の功績に対する顕彰ということ、市外の方もこの方はどなたですかと言われるような、話題に上るようなそういうところで、やはり皆さんから顕彰していただきたいという思いがあります。

市長のほうから、湯沢駅というような話も出ましたけれども、もちろん岡村家の意向もございませし、JRの意向もございませ。単独では決められません。しかしながら、どこの場所にあろうがやはりこの没後 100 年という機会に、より多くの方々に知っていただきたいし顕彰していただきたい。そして、このふるさとを守り続けていただきたい。将来世代に対するメッセージでもあるというふうに私は思っているのです。ですので、今後どうなるかということは、市長のほうは意向を聞いてということではありますが、そこには間違いはないというふうに思いますので、この質問についてはこれで終わりにしますが、将来世代に対するメッセージだということに関して、市長はどのようにお考えなのか、そこだけお聞かせいただきたい。

○副 議 長 市長。

○市 長 4 今泉記念館敷地内への岡村貢像の移転について

ありがとうございます。今ほどのお話を聞いてその通りだと思いました。銅像の位置は位置として、それを移転ということももちろん否定するわけではないのですけれども、先ほどの湯沢駅や例えば道の駅に銅像を移転するというだけでなく、違う意味の顕彰の仕方はあるというふうに思います。

加えて、市長になって最初の……次の年か2年目ぐらいのときに——今は水島あやめさんのドラマ化をぜひともということで運動している会長職にあるのですけれども、これも頑張っています。しかし、私が最初に思いついたのは岡村貢翁のドラマ化で、NHKに実は内々に資料をいろいろ持ち込んで、こういうすばらしい人がいるということで、上越線開設の何周年もあったし、今まさに没後 100 年ということもあるので、一応、向こうには伝わっている。なので、この辺の運動がもっとされるのかということも含めて、顕彰というのはいろいろな形がとれると思うので、また関係者の皆さんと話をすると、夢もあるかなというふうに思いますので、そのときは力を貸していただければと思います。

○副 議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 5 地盤沈下重点区域内の井戸利用者の使用電力量報告の義務化について

4つ目の質問のほうは終わりました、次に最後5つ目に移ります。地盤沈下重点区域内の井戸利用者の使用電力量報告の義務化についてであります。令和2年度の地盤沈下報告がありました。期間が令和元年9月から令和2年9月までであり、この冬の状況を示すものではありません。この冬は令和2年12月15日、12月31日、令和3年1月8日と3回、地下水警報が発令され、車で注意を促す広報を行った。

地下水位が20メートル以上下がった日は、六日町中学校観測井戸で16日ありました。北辰小学校観測井戸では20メートル以上低下が報告されていないが、地層収縮20ミリメートルを超えた日が12月16日から3月18日まで連続していた。令和2年度の地盤沈下報告には消雪井戸稼働時間調査が載っているが、調査井戸本数が84本と実際の本数に比べて相変わらず極めて少ない。重点区域だけを見ても、一般家庭用は708本、事業所用772本、公共道路用が91本、公共施設用が34本もある。地下水くみ上げ量をきちんと把握することができていない。リアルタイムでの地下水状況の公表はまだやっておられないし、深井戸による地下水位等地層収縮は観測していない。地盤沈下という公害に注意を払っているとは思えない。

そこで、重点区域内の地盤沈下対策として地下水くみ上げ量観測のために、井戸利用者使用電力量の報告を義務化すべきではないかであります。

○副議長 市長。

○市長 5 地盤沈下重点区域内の井戸利用者の使用電力量報告の義務化について

それでは寺口議員の5つ目のご質問です。地盤沈下重点区域内の井戸利用者の使用電力量の報告の義務化についてであります。水準測量の結果で最大沈下量が6ミリメートルであったということで、昭和51年以降で一番少ない沈下量であった。これは少雪が影響しているというふうにもう見るのが正しいだろうと思いますが、その後、今後発表になる数字は——大変な当初スタートダッシュというか、大雪に見舞われた年でありました。その後は総じていえば暖冬だったと私は思っていますが、取っかかりは物すごい大雪だったということであります。この中で井戸のくみ上げ、水のくみ上げというのが大変大きかったので、この後の結果が大変心配されることではありますが、地下水くみ上げ量の観測であります。電力量や稼働時間、これを把握する取組を実施していますけれども、重点区域内の全ての井戸の利用状況の把握には至っていないということであります。

令和2年度には、市内全域で新規に井戸を設置した方を対象として、これは抽出——選んでという調査を実施しています。一般家庭においては電力量の調査ではなくて、設置をされている降雪検知器によって稼働時間を把握するという方法。市内に1,336件設置をされています。このうち、市内地域のバランスを考慮して55の方に調査を依頼しています。総揚水量——水のくみ上げ量、この抑制調査を進めるために、さらに抽出の件数を増やして、より高い精度になるように調査の向上に取り組んでいきたいと考えております。

使用電力の報告については、東北電力さんの電気ご使用量のお知らせというのがありますが、これが令和3年——今年の4月から原則としてペーパーレス化された。確認にはインタ

ーネットの利用が必要になっています。井戸の所有者には、大変失礼な言い方になってしまいかもしれませんが、パソコンまたはスマホ等からそれが見られるわけですけれども、この扱いに不慣れな方も含まれるということから——ペーパーで見せてくれということにはならないので、書面でのお知らせが有償化もされているというようなこともありまして、これを義務化することなく、現行どおり協力を求めていきたいというふうに考えています。

いつもというか何度も議員から井戸のことについては大変気を配っていただき、ご質問を頂いていますが、なかなか苦しいところ、難しいところがあるかなと考えていますが、先ほど言ったような、できることを頑張っていこうということでもあります。

以上です。

○副 議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 5 地盤沈下重点区域内の井戸利用者の使用電力量報告の義務化について

毎年度6月ぐらいになると、こういう質問をさせていただいております。常々こういうところは大丈夫なのかということをお願いしておりますけれども、相変わらず井戸のほうの利用の時間については、推計でしかないということで、非常にこれで大丈夫なのかというところがあるのです。

確かに市長がおっしゃったように、ペーパーレス化で今はスマホ等々で見てくださいということになっていて、紙の場合については有償ですというふうになってしまいました。ですので、ここら辺も東北電力との話合いの中で市が負担してということも、当然考えることもできるでしょう。しかしながら、個人情報に当たるものでありますから、そこを東北電力さんがいいですよ、これだけですよということをすぐできるかということも、いろいろなところを考えながらシステムをつくっていかねばならないわけなのです。そこまでやって今のところは——インターネットの部分ですよ。そういうところまで市が負担して調べるところまでは、市長は今のところ考えていないというふうに見えたのですけれども、そこはどうかのでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 5 地盤沈下重点区域内の井戸利用者の使用電力量報告の義務化について

今は直接に言われたので、そこまで考えていなかったのかと言われると、私としてはそういうことは想定していなかったというのが正直な気持ちです。

しかし、担当部、担当課のほうはいろいろなことを思いを巡らせていると思いますので、その辺の考え方も含めて答弁をさせたいと思いますので、お聞き取りいただければと思います。

○副 議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 5 地盤沈下重点区域内の井戸利用者の使用電力量報告の義務化について

議員の電力量の調べというのは、究極のところへいくとどれだけ本当に水を何リットルくんだかということへ至るということになるのですけれども、それをやるにはそれこそ井戸

の出口に水道メーターのような流量計を全てつけば、完璧の完璧なのですが、そこはほぼちょっと難しい話なので、それに代わる物という形で電力量を教えていただくことで、そこから稼働時間を計算して、それによってポンプの力から水量を推定するというやり方を取ってきたのです。

今ほど市長の答弁のほうでもいたしましたように、電力量からの推計よりもさらにもう一段先の今、間欠式の降雪検知器になりましてから、そこに稼働時間というのがデータとして取れる器械になってきておりまして、その使用者の方からその稼働時間をご報告いただくことにご協力いただければ、より一段先のデータは取れるということが分かりましたので、今その方式でさせていただいているところです。なので、この件数をもっと増やしていったら、より信頼のおける数値に持っていきたいというように今考えているところです。

以上です。

○副 議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 5 地盤沈下重点区域内の井戸利用者の使用電力量報告の義務化について

旧六日町時代、国や県を入れて調査したとき言われましたよね。これ以上、くみ上げたら駄目ですということを言われたわけです。それをあえてくんでいいということになると、高感度感知器をつけたとしても、井戸の本数自体増えていますから、本数が増えればくみ上げ量が増えてくる。

今一番怖いのは、やはり浅いところでの沈下から今度は深いところでの沈下、これがどうなるかという心配をしなければならないわけです。そうすると、そこが被害に及ぶというふうになると個人住宅であったり、市でいけば上下水道管ですよ。累積で相当の沈下が起きているわけですから、こういうところの調査、建物のほうのゆがみがどうなのですかという——建築士会を通じて抽出して何軒かということはやっているけれども、やはり全戸調査というのはまだまだやっていない。上下水道管については、時々検査するという部分でありましたけれども、これもやはり毎年のように調査するということが必要かなと思っています。新たな調査の仕方として、個人住宅であったり上下水道管であったりということについての調査、これについてはどのようにお考えですか。

○副 議 長 市長。

○市 長 5 地盤沈下重点区域内の井戸利用者の使用電力量報告の義務化について
担当する者に答えさせます。

○副 議 長 環境交通課長。

○環境交通課長 5 地盤沈下重点区域内の井戸利用者の使用電力量報告の義務化について

今ほどの家屋影響調査の件でございますが、令和元年から 15 軒、令和 2 年度について 15 軒ということで、当初 30 棟始めたものについて 1 年おきに交互に今調査している状況であります。調査の対象数であります、基本的に同じ家屋について継続的に調査することが必要ということで、今 30 軒のものを 2 年おきに進めているというところでございます。

以上です。

〔「新たなものをやるのかと聞いた。今までのものは要らない。答弁は」と叫ぶ者あり〕

○環境交通課長 申し訳ありません。今の段階であると、30棟のほうを引き続きやるということで、新たに追加するということは今ちょっと検討しておりません。

○副 議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 5 地盤沈下重点区域内の井戸利用者の使用電力量報告の義務化について

上水道のほうに関しましては、一度、天野沢非常用水源を削井したときに、夏場と冬場の調査を行っております。今、非常用水源の拡張ということで、上田、石打、中之島を取り組んでおります。井戸が非常用水源で各地区に1本になるわけですけれども、非常用水源が全部出来上がった時点で再度、夏場なり冬場の一番地下水が枯渇する時期に調査したいというふうに、水道のほうとしては思っております。

以上です。

〔「下水管は」と叫ぶ者あり〕

○上下水道部長 5 地盤沈下重点区域内の井戸利用者の使用電力量報告の義務化について

下水道のほうに関しては、管路の地盤沈下に関する影響ということになるかと思えますけれども、順次カメラ調査等を入れて、適宜調査しているという現状であります。

以上です。

○副 議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 5 地盤沈下重点区域内の井戸利用者の使用電力量報告の義務化について

調査方法はもう変わっていないのです。ですけれども、やはり地下水条例を改正してから本数が増えているということであると、やはり地盤沈下の重点区域内のほうについては、頻繁に調査する必要があると私は思っています、しかも数を多くして。ですので、そこら辺はぜひともやっていただきたいのです。今の環境交通課長も上下水道部長も従前と変わらない調査だというふうに言っていますけれども、市長の考えとするとそれでいいのかなというところはないのか、そこだけお聞きしたいのです。やはり新たにもう一回、ちゃんとした調査をすべきだというふうにお考えなのか、そこだけを最後にお聞きします。

○副 議 長 市長。

○市 長 5 地盤沈下重点区域内の井戸利用者の使用電力量報告の義務化について

気持ちはよく分かりました。ただ、私の考えということなので、私としてはやはり調査すべきという、そういうことをぱっと口にできるかどうかは、やはりその現場を見ている担当課担当部そういったところが、やはりもっと調査が必要だということを察知できるのは、その現場だと思うので、そこからの声がもし上がってくれば、私がそれをやめろとか予算をつけないとか、そういうことを言うつもりは全くありません。ただ、私が思いでそれをやるべきことと、そしてやはり……そういうこととは違うと思っておりますので、以上で答弁に

したいと思います。

〔「終わります」と叫ぶ声あり〕

○副 議 長 以上で、寺口友彦君の一般質問を終わります。

○副 議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開を 10 時 50 分とします。

〔午前 10 時 32 分〕

○副 議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前 10 時 49 分〕

○副 議 長 質問順位 8 番、議席番号 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 おはようございます。傍聴者の皆様、お忙しい中、議場まで足を運んでくださりまして本当にありがとうございます。議長より発言を許されましたので、通告に従い大項目 2 点について、従来型一問一答方式にて質問いたします。

1 総合的な公園管理と今後のビジョンについて

まず 1 点目は、総合的な公園管理と今後のビジョンについてであります。全国的に新型コロナウイルス感染症の流行が長引く中で、メンタルヘルスへの深刻な影響が懸念されています。警察庁のまとめでは、昨年の自殺者数は全国で 2 万 1,081 人と発表されており、特に子供と女性の数が増えたとの分析があります。人口密度の高い地域ほど、メンタルヘルスの悪化した人が多いという調査結果もあります。居住スペースが狭いのに、在宅勤務や休校で在宅時間が増えたことの影響も指摘されています。

その一方で、幸せホルモンと呼ばれるオキシトシンは、命の回数券と言われるテロメアを長くして、寿命を延ばす可能性があるとの実験結果があります。人との交流を楽しんだり、森林浴やアニマルセラピーなどでストレス発散できると免疫力が上がり、健康維持に有効だとも言われています。新型コロナウイルス感染症の影響でストレスの多い今だからこそ、自然豊かで身近な公園のよさも見直されていると考えます。

昨年 9 月議会では、同僚議員 2 名が公園について質問されました。このときの答弁の中では、河川公園は過去に計画され造られ、その後の管理がどんどん膨らんでいるのが否めない事実であり、少し大変だという思いを当然持ちながらやっている。河川公園に限らず、ダウンサイジングというか公共施設の整理統合とか、全体としてすぼめていくのだということは、もうやっていかなければいけない道筋になっている。その中の項目には、公園なども入っていますが、具体的にはまだ示せない。それぞれの利用形態等に管理方法を整理して、効率的な管理をすることにより、維持管理コストの縮減も考えなければならないし、直営管理の形態を見直すことも必要だと考えている。公園を 1 つの地域資源として捉え、パークの特色を生かして効果的に利用の促進を図ることも、本当に大きな課題であると考えているというように、今ある多くの公園について見直しの時期にあるが、具体的な整備計画はまだ示せないという答弁内容でありました。全国的にも高度経済成長期に開園した公園が多く、少子高齢化、人口減少時代の現在では小規模公園の利用が極めて低く、社会的ニーズとの乖離があり、維持管理上の問題を抱える自治体が多いという調査結果があり、全国的な課題だといえます。

当市では、南魚沼市公共施設等総合管理計画が今年3月に示されましたが、塩沢交流広場と浦佐駅東口広場、六日町駅広場のみが対象であり、ほかの運動公園、児童公園、河川公園等は含まれておらず、全体の管理計画は見えてきません。私は発展的に整理統合、充実し、管理コストを下げ、利用率を上げるべきとの観点から、昨年9月議会答弁後の総合的な公園管理と今後のビジョンについての進捗状況を伺います。

(1) 塩沢中央公園では雪解け後に利用した市民から、滑り台の下にブランコの遊具の一部が放置されていた。小さな子供が使う遊具は丁寧に保管してほしいという苦情があり、担当課にはその写真も見ていただきました。雪降り前に遊具を外さなければならないのは、雪国特有の大変な作業であると思いますが、この公園に限らず冬場の管理方法や安全点検について、委託業者への指導や確認は十分に行われているかを伺います。

(2) 昨年9月議会では閉園する場合の条件が3つ示されて、ハードルが高いというお話でした。しかし、札幌市ではリフレッシュ事業を行う公園と近接する同一の誘致圏にある公園のうち、広場とみどり公園に簡易改修する公園を選定して、ワークショップで利用者の意見を聞きながら、改修対象とプランを作成しているそうです。一定のエリアで複数の公園の再整備をパッケージ化することで施設の削減や遊具の撤去も可能で、公園のメリハリがつくなどの利点があるとのこと。また、北九州市ではワークショップをまちづくり協議会等の地元組織を中心に開催し、複数の公園の再整備計画を策定して、公園利用の活性化につなげているということです。ほかにも足立区では足立公園いきいきプランを策定し、防犯環境設定に基づく改修やユニバーサルデザインに配慮した改修などを進めているそうです。

このように、全国的には公園、緑地リニューアル計画を進めている自治体が増えています。都市公園法や都市公園条例等で難しい問題はあるようですが、実際に緑地面積による交付金額と維持管理費との比較や、利用状況と市民ニーズを考慮した整理統合が検討されているかを伺います。

(3) 海外ではユニバーサルデザインを採用したインクルーシブ公園が増えているそうです。日本でもバリアフリー法が施行されて以降、多機能トイレが増えてきました。世界規模でSDGsの考え方が広がる中、これからの公園は誰もが差別なく一緒に楽しめることも重要な視点です。今の時代に合った総合的な公園というものが求められてきました。当市では、昨年度から健康ポイント事業を始めていますが、健康づくりという観点では、八海山麓観光施設とぶれいパーク水無公園やサイクリングロードを一体的に整備し、健康ポイントの項目に加えることも考えられます。

また、松井利夫様からの追加のご寄附を頂き、人材育成及びリゾートオフィス田園都市構想松井基金に8億円を積み立てています。これについて市長は、松井氏の高潔なご意思と理想に沿うべく、多くの知見や情熱を集めて、後世に語り継がれるような充実した事業を展開したいと所信表明されています。

この田園都市構想には、自然の山や川を利用した広大な公園も含められるのではないかと思います。例えば、松井様の出身地域にある五十沢キャンプ場や三国川ダムを一体的に結ん

で、健康里山松井パークというような松井様の名前をつけ整備することで、熊、サル、イノシシ等の緩衝地帯にすることも可能ではないかと思えます。

こうした総合的に課を横断して、健康づくりや田園都市構想と連動させた今後の拠点化を構築するかを伺います。

演壇からは以上といたします。

○副 議 長 田中せつ子君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは田中議員のご質問に答えてまいります。

1 総合的な公園管理と今後のビジョンについて

まず、1点目の公園管理と今後のビジョンであります。1つ目に塩沢中央公園の雪解け後に利用した市民の方からの苦情ということであります。管理方法また委託業者への指導が、確認するのは十分かということではありますが、各公園内にある遊具の設置または撤去、雪囲いなどの作業、雪国特有のそういう雪の降らない地域とは違う難儀があるわけではありますが、シルバー人材センターや地元の建設業者の皆さん、また地元で組織する管理団体の皆さんなどに委託していることが多いということになります。

その際に発見した不具合、これは速やかに使用禁止の、例えば措置を取るとか修繕を行うなどの対応を行っています。また、職員が公園遊具の点検表というのをつくっておりまして、これに基づきまして定期的に点検を行い、安全管理に気をつけているということでもあります。

ご指摘いただきました塩沢中央公園ですが、雪降り前に取り外した遊具を雪解け後、春の設置時期までに、雪に埋もれないよう滑り台の下に保管していたという事案であります。保管方法について配慮が足りず、公園利用者に変な思いさせてしまったということであるかと思えます。取り外した遊具の保管場所や保管方法などについて、直ちに指導をさせていただいたということがございます。

今後は管理作業におきましても、安全面に配慮しつつ、いつでも快適に安心して利用いただける公園となるように努めてまいりたいとは本当に思っております。大事がなくてよかったということではありますが、どれほどのことであつたのかというのは写真でしかということでもありますけれども、ほかにもいっぱい、いろいろあるのかもしれませんが。特に行政区の皆さんとかがその地域でやっている場合、私もそういう作業に一住民として参加することがずっとありましたが、言われるように大変です。滑り台の下になくてもどこかに置きますよね。その場合に、私どもだと神社の境内ですけれども、置いたところ、そこに行って子供が遊ぶこともあるわけです。なので、やはり一番は小さいお子さんになろうかと思えますので、やはり管理は管理、非常に大事なのです。

それを手を抜くと言っているのではないので、間違っただけ聞いてほしくないのですが、がゆえに保護者、例えば親御さんやおじいちゃん、おばあちゃんが連れていく場合もあるかもしれない。その人たちの視点も非常に大事で、危険をちゃんと回避してあげるという、こういうのも全部教育の1つだと思うのです。なので、管理者だけの責任ということだけでなく、

いろいろな意味でみんなで見守っていかなければいけないと私は思います。雪が降るというこの地域の特徴があり、そういう意味では非常に皆さんそういう気持ちにあふれていると思いますが、肝要な部分も含めて、今ほど言ったように危ないことには近づくなという視点などもですね、ぜひとも子供にはそういう観点からの教育が私は必要だと思うのです。ただ、管理する我々としては、怠ることなくということは同時にやっていかなければならないと考えています。

2つ目の緑地面積による交付金額また維持管理費の比較、利用状況と市民ニーズに配慮した整理統合を検討しているかということですが、まずは公園や緑地の面積で地方交付税の対象となるのは、都市計画法に基づく都市公園の面積だけなのです。南魚沼市は41万2,000平方メートルでこれが計算されているのです。しかし、言い方がちょっとあれですけども、地方交付税上の算出というのは、あくまで需要額の算定項目の1つでしかない。なので、一概にその金額と維持管理費の比較というのができない。実はこういうのばかりなのです。交付税に算定されていますよと国は言うのです。我々としてはどこにどうなっていて、どこが具体的にどうなのだというのとは分からないのです。こういったところがみそです、はっきり言って。

次に、公園の整理統合についてであります。これも重要な問題だとして、以前から議会でもお話をしています。ただ、公園の利用者の数、利用される人の数にかかわらず、都市計画法というのは簡単に閉園をさせることはできません。ここもみそなのです。閉園する条件というのがありまして、簡単に言いますね。

1つ、廃止をされる都市公園に代わるべき都市公園が設置をされる場合です。これが1つ目。2つ目、借地による公園であって、貸借契約の終了または解除による場合。これが2つ目。3つ目は、公園内に都市計画事業によって別の施設を設ける場合、その他公益上特別の必要がある場合。こういうふうになっています。最後のその他公益上特別の必要がある場合においては、閉園する公園の具体的な土地利用の方針が明らかになっている必要があるということがありまして、いずれにしても非常に高いハードルがある。だから、整理統合というのは口で言うのはやすいのですが、大変な縛りがあるということを我々——非常にその辺が難しいところです。

今、新しい生活様式、特に新型コロナウイルス感染症でそういう動きになってまいりました。これまでは以前の議場で答えている中でも、整理統合という言葉を盛んに使ったと思います。本当に必要だからだと思っているからですが、ただ一方で、今、外になかなか出歩けない。逆に言うと、本旨である身近にある公園というのが、非常にまた改めて再認識されているという動きも我々はきちんと見ていなければいけないというふうに思っています。

ただし、様々に今たくさん公園があるのです。都市公園もあれば農業関係から造っていった公園もあつたりということもあって、これらのバランスが今どうであろうかというふうには思っているわけであって、公園の在り方につきましても、大変な検討もしていかなければならないと思います。そういう中において、議員ご指摘の札幌市や北九州市ですか、それか

ら足立区の事例こういったものも、私も関心を持っているところもあって、こういったところをよく見ながら、やはり皆さんとの話をしながら、ではダウンサイジングするにはどういうやり方でやれますかということ協議しながら、やはり利用者の皆さんの声を反映させてやっていくべきだというふうには考えているところであります。

3つ目の問題であります。健康づくりや田園都市構想と連動させた今後の拠点化、非常に大きいテーマかと思えます。健康づくりの観点からいうと、新潟県ウォーキング協会というのがありますが、ここと新潟県が選定した新潟県ウォーキングロードというのがあるが、南魚沼市の中では6つのコースが選定されています。その中で、市内の3つの公園、これは八色の森公園と銭淵公園と登川河川公園が、その6つの中の3つに公園としては選ばれておりまして、こういったことがあります。手軽に運動ができるウォーキングを我々としても勧めていますし、当然これは認定を受けてそういうことが進んでいます。

いろいろなことがあります。この中で田園都市構想について、松井基金——松井利夫さんからの8億円という本当に高額なご寄附を頂いております。これらについてどういうふうに使っていくかという中においては、公園整備ということだけに限らないのですけれども、当然、様々な中に周辺環境整備というのがあるが、ある目的をもって——松井さんの言葉を借りれば、思い切って市長やりなさいという言葉もいただいている。大変ありがたいことでありますので、これらの中に周辺環境整備における公園の位置づけも含めてとか、そういうことも十分考えながら、これは慎重にも検討を開始していきたいというふうに思っております。

以上です。

○副 議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 総合的な公園管理と今後のビジョンについて

(1)の塩沢の公園の件なのですけれども、これは大きな滑り台、立派な滑り台の中央のところにブランコの鎖のついた乗るところが、無造作にそこに置かれていた。雪が解ければ当然誰でも手が届くところあります。それだけがそこにあっただけです。やはり今ほども市長もおっしゃいましたけれども、小さい子供の手の届くところにありますと、鎖がついてますので危険でもありますし、また、誰でも手が届くところに置いてあったわけですので、なくなってしまう、紛失するというのも考えられますし、地べたに置いてありますので劣化の危険もあります。

そういう状態でありましたので、やはりきちんと管理していくということ——やっていたくということでご答弁いただいたわけですけれども、昨年9月の公園についての答弁の中では、一部の公園については利用者のマナーが悪いところがあったというお話をされました。水道の水が出しっぱなしになっていたりというようなことがあったということ伺っていて、残念な事例ではあるのです。やはり公園の中でこういった遊具の一部が大切に保管されていないのは、やはり市民の方々が見たときに、公園に対する愛着とか大事にしていかなければというような気持ちがどうでしょうか、影響があるのではないかなというふうに思いました。

予算をかけて維持管理をしているわけですので、間違いのないように今後もやっていただきたいというふうに期待します。

2点目のほうなのですけれども、昨年9月の公園についての答弁の中でもその3つの条件というのは示されまして、なかなかいろいろな問題があるのだということは分かっているのです。この一覧になっています公園の名前と場所を見ますと、八色の森公園と運動公園を除くと33あるのですけれども、地域のばらつきというのは大変大きいのです。大崎地域とかはもう市の管理している公園はありません。私の住んでいる柳古新田も行政区としても公園は全くありません。私が平成元年に東京からUターンしたときには、近くに遊園地も動物園も何もありませんので、やはり公園、休みのたびに子供を連れて公園にずっと行って行きました。登川河川公園にも行ってキャンプをしたり、いろいろ楽しませていただいたのです。今は少子化が進みまして、小中学校の統廃合も進みました。保育園も統廃合しています。例えば、ここでの浦佐を見ますと、富町で2つ、川原町で2つと、あるところには集中してあるわけです。けれども、その近くにあった保育園がなくなったので、平日に子供たちがお散歩で利用するというような機会もなくなってしまいまして、昔に比べると本当に利用が少なくなってしまったわけです。

そういったことで、昔と今がかなり違ってきているわけですので、やはりそれに沿った計画というものの見直しをしていく時期ではないかというふうに思います。合併から15年が過ぎて、公共施設等総合管理計画が策定されたわけです。こういうことを策定することも、職員の方々、大変だったと思うのですけれども、私は今度は公園ではないかなというふうに思います。たくさんあって、それぞれの公園の管理が最低限になってしまうのであれば、やはり整理統合してリニューアルして、拠点化をして充実させる。小さい子供が乗るブランコをもうちょっと安全な物とかもあるのですけれども、そういった遊具も充実してほしいという声もあるのです。ですので、そういう計画をもう始めなければいけないときだと思うのですけれども、その計画をどういうふうに進めていくかということについて、再度伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 総合的な公園管理と今後のビジョンについて

同じ考えに近いとは思っています。今ほど——ただ1点だけ各地区でばらばらがある。ご自分の所には例えば公園がないとかあります。これは当時の町、それが計画をもって、そういうものもあるのかもしれませんが、その地区にないのはやはりその地区に、例えば農村公園であれば、いろいろな事業があつてそういったときに造ったとか、例えば都市公園であればということもあつて、やはりその地域、地域の思いもあつて、ここに設置してほしいということもある。歴史がずっとあるのです。そういうことを分かっていると思います。

でも今その時代ではないと私は思っているのです。なので、議員がお話ししていただいているやはり整理統合を図っていくべきである。ただ、前半を私が登壇しての答弁は、制約もいろいろあるという話をしていました。これを越えていかなければ、何か議論がかみ合いませんねという思いを持っています。加えて、担当している部や課は本当に管理をしている側

ですから、もっと思っていると思います。そういうことで、計画をこれから——公共施設の整備統合がある。その次に公園。まさにそういう流れだと私は思っていますし、これを抜きにいろいろ考えられないなという思いです。

そして、やはりダウンサイジングはするが、しかし、いろいろな意思や目標を持って、やはりそういう新たな整備をしていくという部分も着手していかなければならないのではないかと。その中に、将来への一貫性というか流れの一貫性が出てくるのではないかと思います。

例えば、子育ての駅なども、公園ではありませんけれども、様々、広義の意味においては子育て環境とか、心の癒やしの部分とか、様々なことが合わさっていますので、そういったことも一方で頭に置きながら——ただ単に公園のことだけを言っても駄目なわけですね。そういうふうな視点を持って、これからまさにやっていかなければならないと思います。

○副 議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 総合的な公園管理と今後のビジョンについて

始めるその計画、整備統合していく計画を、まさにこれから始めるところだということですが、時期についてはまだ分からないということでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 総合的な公園管理と今後のビジョンについて

都市公園とまた農村公園とあって、都市公園だけをお尋ねですか。両方、答えないと意味がないと思うので、それは担当部や担当課のほうから答えさせます。時期はまだ決まっていないのではないかと考えています。

○副 議 長 建設部長。

○建設部長 1 総合的な公園管理と今後のビジョンについて

都市計画公園のほうにつきましては、なかなかやはり先ほど言われたように、都市計画事業の中で造った公園がほとんどでございます。ですので、なかなか統廃合という部分については難しい部分がございますが、検討はしてまいります、時期等についてはとてもここで言えるような状況ではございません。

以上です。

○副 議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 総合的な公園管理と今後のビジョンについて

分かりました。時期については明確には分からないということですね。先ほど廃止するには難しい条件があるという中で、その後の土地の利用ということがありましたけれども、それが決まっている場合はその他の中にあつたと思います。公園の一覧を見ますと、とてもいい場所があつて、もったいないなという場所に公園があるのもありますので、その後の土地の利用というようなことも地域と協議する中で、やはりかなりあるのではないかなというふうに地元の方々とお話をしていても感じましたので、決して無理ではないということだと思います。そういう方向で進めさせていただきたいなというふうに思います。

次、(3) 番のほうなのでありますが、松井利夫様の基金については、周辺の整備の中に

公園ということも広く含めた中で、整備していくことも十分検討されるということでしたので、起業創業というようなところだけではなく、そういった環境についても、ここが松井様の寄附でできたところなのかというふうに、後世に語り継がれるということは、やはり目に見える形になるということも大きなことであると思いますので、ぜひ考えていただきたいというふうに期待しております。

2 ウイズコロナとアフターコロナの観光振興について

それでは次、大項目2点目は、ウィズコロナとアフターコロナの観光振興についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響が1年以上も続き、飲食・宿泊業を中心に大きな打撃を受けています。長引く苦境の中で、感染症の収束が見えない不安と、生活の苦悩を訴える声が増えています。首都圏は緊急事態宣言が延長され、市内の感染者も続き、その影響は本当に深刻です。市内は、休業要請や時短営業要請がなくても、実質的には開店休業に近い状態の飲食・宿泊業も多いのです。議会でも新型コロナウイルス感染症対策連絡会議において、この1年余りの間に19回にも及び各党派が支援策を検討し、提案を続けています。通告の時点では、追加支援策は示されておられませんでしたので、即効的で具体的な支援策を早急に実施することと、重苦しい空気の今だからこそ、今後を明るく照らす夢のある振興策が必要であると考えます。そこで4点について伺います。

まず(1)、この冬は2年分かと思うほどの降雪量でしたが、緊急事態宣言の影響でスキー客は例年どおりには戻っていません。しかも、遠距離からの集客が望めず、スキー客は来ても宿泊客は少なかったということです。本日の新聞報道でもその辺は数字としても明らかになっております。おいしいお米を食べてほしいと張り切って準備していた中で、今シーズンも飲食・宿泊客が激減し、大量の米の在庫を抱えるところが増えています。観光客も来ない、大勢での宴会も全くできない状況が1年以上も続いているのですから、米も酒もタクシーも動きません。本当に悲鳴を上げる元気も出ない状況です。近年では、南魚沼産コシヒカリを知らない県外の若者も多いそうです。米離れが進んでいることも本市にとって大問題であります。新米時期のPRだけでは追いつきません。本気井の早期開始や宿泊者への米プレゼントなど、早急に始められる米のPRと消費喚起につなげる観光振興策はあるかを伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 ウイズコロナとアフターコロナの観光振興について

それでは大項目の2つ目のウィズコロナとアフターコロナの観光施策、その1点目の米の件であります。新型コロナウイルス感染症の蔓延による外出の自粛、それに伴う個人消費の冷え込み、外食用の業務用米を中心とした米余り、これが深刻化しているということは昨年来より多くの報道で報じられています。その中であってですが、それに基づいた議員からのお話でありますけれども、確かにそれは当たっているところもあると思います。一方、JAみなみ魚沼によりますと、4月末現在の令和2年産の南魚沼産コシヒカリの契約状況は、100%を達成しております。おおむね——若干あるかもしれませんが、100%と言っていい状

況です。旅館や食堂などの各店舗や個人の状況はなかなか把握が難しいというところがありますが、現時点では在庫量が増えている状況とは、大きな意味では認識していません。

しかし、私も商売をやっております、直接携わっていませんが、お米は大分余らせてしまっています。なので、よく分かります。そして、余った人たちがいろいろなところに売っているということも、茶飯に聞いています。これはだから今言った大きな意味の当地における45万俵の米の行き先としての、大きいところでは在庫量はということではありますが、しかしここには観光事業者、食堂さん関係、飲食店関係これを含めてあるということは、やはりつぶさに見ておかなければいけないと思います。

一方、言われているのは、農協さんも現時点のそういう話——徐々に始まっているのですが、今一番恐れているのは全国的な流れの中で、今言っているとおり外食産米とかこういうものが余るわけです。当たり前です、消費していないので。なので、それが一般のところに入ってくると、今まで当地域のブランド力をもって売っていたお米も、影響が出てくる。これは必然です。加えて、一番心配しているのは、これから今作っているお米です。令和3年米がどうなるかということ、JAの皆さんは大変心配しています。おととも農協の組合長さんとお会いしていましたが、この話をずっと私にしていました。誠にそうであろうと思います。

米を使った観光振興という面でいうと、昨年南魚沼市の観光協会は、これは協会が独自で宿泊施設の応援プランというのを販売しました。うちの市が取り組んだ雪恋プレミアム旅行券ではなくて別のもので、この購入者には2,500円分の宿泊応援感謝券——これはクーポン券になっているのですけれども、これと南魚沼産コシヒカリ3キログラムをプレゼントする企画を実施したというふうに言っていました。172日分の申込みというふうに聞いていますけれども、ちょっと具体的な数字はあれですが、市においても雪恋プレミアム旅行券を発行して、3,000円分の地域利用券をつけましたが、これは本気井などにも利用ができ、そして宿泊施設の朝食、夕食時に南魚沼産コシヒカリを提供するなどしてありまして、そういった意味でブランド米のPRと消費喚起に努めてきたというふうに思っています。

昨年度の本気井ですけれども、10月からキャンペーンを開始したわけです。この中で、キャンペーン期間の5か月間ありましたが、冬にかかっていたわけです。市のウェブサイトへの総アクセス数、これはコロナ禍で物すごい減るのではないかと当然思うわけですが、これが何と8万5,403件、過去最高のアクセス数を記録したということです。食やイベントへの意識の高さというのは、コロナ禍における移動が大変規制をされる中でありますが、これは本当に根強い。

なので、アフターコロナ、ポストコロナ、この状況にこれからなっていくと思いますけれども、こういう中においても私どものそのブランドの部分、非常に——知らない若者がいるという話もありましたが、私はそうかなと思っているのですけれども、そういう意味では発信としてはすごくある。昨年、33億5,000万円を超えたふるさと納税も空前でした。約2倍という意識なのです。今年は今日現在、ふるさと納税はとんでもない好調なのです。昨年

比 158%です。昨年の4月からここに来るまでの比較です。これはどういうふうに取り返すことができるか。我々は45万俵を完全に売り切っていく。また、口に入れていただくと成り立つ地域です。私どものことだけ言っているわけではないのですけれども、そういう中でいろいろ考えていかなければいけない。ただ、今ほどの現状認識を持っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。一生懸命取り組みたいし、本気井の前倒しをして、やはり経済支援活動をやっていかなければならないというふうに思っています。

以上です。

○副 議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 ウイズコロナとアフターコロナの観光振興について

米全体の件についてもご答弁を頂きました。やはり個人の宿泊業の方々、自分で作って本当においしいお米をお客様に食べていただくというふうな在庫を、今年また取れる時期になりますと、置き場に困るほどの在庫になってくる。通常ですと、このぐらいの時期になりますと、ほかの飲食業とかが足りなくなっていて、米はないか、ないかということで、そっちに回すということもできるのだけれども、今年についてはそっちのほうも全体的にお客様が来ておりませんので、米の在庫を抱えて困っているということもやはりあります。JA全体という意味ではなく、そういうことも大変問題であるなというふうに思います。

若い方の米離れやこの南魚沼産コシヒカリについても、私たちが全国視察に行っても、ある程度、年齢の上の方はタクシーに乗ってどこから来たのですかと言われて、南魚沼市ですと言うと、ああ、コシヒカリがおいしいところだねと、そう言われます。ある程度、ご飯をいっぱい食べる年齢の方々ですとそうなのですから、若い方はあまりそういったふうではないということだそうなんです。ですので、そういった点でもまだまだPRしていかなければいけないのだなというふうに私も思ったわけなんです。本気井については、前倒しでなるべく早く準備を進めてやってくださるということで伺いましたので、ぜひそこに期待したいというふうに思います。

次に(2)番です。昨年の6月議会でも、地方創生につなげる観光振興についてを質問いたしました。その中で、おもてなしライナー号で市内全域の観光資源を巡回する二次交通体制の推進を質問しました。答弁では、湯沢駅と浦佐駅をつなげて連休のときに運行したいが、地方創生推進交付金を使った実証実験なので、来年度以降については慎重に検討したいという答弁でありました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響が続いてしまい、観光イベントは計画どおりにできない1年であったと思います。改めて今年度は県内誘客に力を入れ、市民も一緒に地域の魅力を再発見できるような、おもてなしライナー号の巡回コースを検討しているかを伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 ウイズコロナとアフターコロナの観光振興について

その1点だけでいうと、今のところ検討はしておりません。

○副 議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 ウイズコロナとアフターコロナの観光振興について

検討はしていないということですので、今年度このおもてなしライナー号は走らないということなのだと思います。今の時点で検討していないということは、ないということでも分かりました。ただ昨年、質問したときにも、おもてなしライナー号は、ただバスで足の確保ということではなくて、観光ガイドがついているというところが大きな特徴でありました。そして、ガイドさんの育成が課題だということで、この件についても伺ったわけなのですけれども、先日、浦佐のフットバスについて新聞報道がされました。その中でもやはり案内してくれる、説明してくれるガイドさんが課題だということで書かれていました。観光振興をしていく中で、案内してくれる、説明ができるガイドさん不足というのはやはり大きな問題、何をするについても、おもてなしライナー号だけの話ではなく、人材育成ということについては大変重要な点であると思っています。

それで人材育成なのですけれども、4月に高校生お二人の方の将来の夢を語る会というのがありまして、そのワークショップに私も参加したのですけれども、そのとき高校生の方々が、夢を語ると大人の人たちに笑われるのではないかと心配だ、地雷を踏まないように注意して話をしたいということをおっしゃって、私はとてもびっくりしました。高校生の方々がどんな場面でも自分の夢を堂々と語れる、そういう市でなければならない。高校生の方が大人にこれだけ気を遣っていたのかということがショックだったのです。大変いろいろな夢を語られていて、うれしいなというふうに思いました。

若者が帰ってこられる南魚沼市にするには、若い方々がこの市の歴史を学び、そして魅力を引きちんと分かって、この市に誇りを持つということが重要だと思います。そういう中の一貫としても、高校生の方々にボランティア体験というようなことで、天地人ガイドの会であったり、フットバスを実行されている方々の——今ガイドをされている方々と一緒に、若い方がそれを研修して体験し、そしてその方々がこの市の魅力を感じて、卒業後にはここに帰って来られるというような形で、少し先ではありますけれども人材育成につながっていく可能性があるのではないかなというふうに思ったのですけれども、市長のほうではこの人材育成について、どのようにお考えでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 ウイズコロナとアフターコロナの観光振興について

先ほど端的に言い過ぎて、本当はいろいろ説明しようかと思っていたのですが、おもてなしライナーの件です。これは、今年は計画も今——予算もしていませんし、ないのですが、昨年いろいろやって、その前の年からもそうなのです。あの冬からもやったのです。新型コロナウイルスがやはり昨年2月頃から始まりましたので、大変残念でした。しかし、この需要というのは必ずあるということも気がついたり、今ほど議員がお話しされているガイドさんの非常に高めていくそういう場としても使えます。加えて、高校生たちの参加というのは、ある種、業としてのガイドではありませんから、地域をよく知りそしてここに愛着を持って、例えば最終的にはこの地域に帰ってくる。また、例えばどこかに雄飛していても、その地

においてふるさとを振り返り、大変、自分のふるさとを自慢できる。例えば、そういうことにつながっていく問題なのです。

ちょっと分けて考えなければいけないと思いますが、人材をつくっていく面では今最悪の状況にあると思います。というのは、場がないから。観光事業を呼び込もうと思っても、今は人をなかなか呼び込めない状況がある。この中ではおもてなしライナー号も、今それが不要ないということを言っているのではなくて、今ちょっとなかなか手が打てないという状況で、休止しているという感覚を持っていただければと思います。私どもがやっている以上、ちゃんとした観光事業をこれから高めていくときに、これは時期がいつになるか分かりませんが、こういったものを復活させていく。これは当然の流れだと私は考えています。

そして、その中においてガイドさんの問題もあります。ただ一方で、ひとつ今、準備をひそかに進めてきていたのは、人対人のガイドだけではなくて、今はアプリを見ながらというガイドという考え方もあるのです。このこと一つでも、興味を持たせる、やはり説明の仕方とか、外国語を使っていくとか様々ありまして、これまでにはなかったまたいろいろな動きも、今コロナ禍の真っ最中でありましてけれども、準備を怠ることなく担当課のほうではいろいろな考えを巡らし、次に備えて準備している、ということも含めてやっておりますので、お含みおきいただきたいと思います。

○副 議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 ウイズコロナとアフターコロナの観光振興について

分かりました。次(3)、今年のようにスキーシーズンの宿泊者が少ない中で、ワーケーションの宿泊客は貴重であったと聞きます。平日にテレワークをし、休日はスキーを楽しむというスタイルで、客も宿もゆっくり交流できたそうです。これがスキーシーズンだけでなく、四季を通じてのワーケーションが定着すると、収入の安定に有効であると考えます。緊急事態宣言後には交流のある友好都市を含め、広範囲に力を入れてPRしていく考えはあるかを伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 ウイズコロナとアフターコロナの観光振興について

ワーケーションの考え方です。今そこに果敢に取り組んでいくというのは、非常にまだ厳しい状況は正直言ってあります。当然です。緊急事態宣言が起きている地区から呼び込もうというのが下地にあるわけですから当然なのですが、私は喜んでいるのは、この終わった冬——最初大雪だったのですけれども、この冬、既にリモートワーク等を踏まえたワーケーションを取り入れてやってみようということで、担当課のほうは特定の宿泊施設の方をお願いして、そして手を挙げていただいて、これはもう果敢に取り組みました。この果敢、機敏さが大事だと私は本当に思いまして、うれしく思いました。

来た人数は、それは今年の冬の宿泊状況を見ても厳しいものがありました。例えば、では費用対効果でどうだったかという話をしまえば、これはなかなかそう大変いっぱい来たと言にくいところがありますが、しかしこの取り組んだことが非常に大きいと思います。

そして、この流れはありますが、ただ一方、なかなか社会的な全体の問題として、企業側からするとまだまだそこに考えが及ぶというか、制度が出来上がってっていないというか、お金をかけてまでということがあるし、一方、自己負担とされてしまう利用者——本当の利用者にとっては、自己負担まであってやれるかという点もあろうかと思います。なので、非常にまだ過渡期、国や世の中でリモートワークそれからワーケーションと言っているほどに、物事は進んでいないというふうに思います。

しかし、コロナ禍における1つの生活様式の改まり方、ポストコロナ、アフターコロナの中では、非常に大きなファクターになっていくと私は思います。それらが社会的な制度上に組み入れられるとか、企業の福利厚生の部分で、そういったことを認めていくことが、企業の魅力になり、それに取り組む企業がいっぱい出てくるとか、そういう時代を迎えているとも思いますので、そういう意味からも果敢に取り組んでいくべきだと思います。

加えて、南魚沼市はそういったことを整備しつつ、松井さんの思いもそういうところに非常に大きいところがありまして、これらに対して施設整備になるのか、はたまた協力を仰ぎながら民間の力を利用しながらやっていくのか、まだ定まりませんが、そういったところに向けて頑張っていくことは、もう必然であるというふうに思っています。

○副 議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 ウイズコロナとアフターコロナの観光振興について

分かりました。次（4）番、今の市内は田植が終わり、畑のイチゴの収穫が始まって山は新緑という、1年の中でもとてもすがすがしい季節です。しかし、今年は市内でも感染者が続き、ワクチン接種が終わらないと安心して出かけられないという現状です。そして、祭りやイベントもなく、人との交流も限定的であり、暗い雰囲気になっています。しかし、笑顔のない生活では免疫力が下がってしまうかもしれません。

市長は、所信表明の最後にアフターコロナを見据えた新たな南魚沼市の姿を展望し、若者が帰ってこられる住み続けられるふるさと南魚沼を実現するため、引き続き市民一丸となった取組を進める所存でありますと結んでいます。市民が元気の出る、明るい未来を展望できる答弁を期待して、アフターコロナを見据えた新たな南魚沼市の姿を市民にどう示すのかを伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 ウイズコロナとアフターコロナの観光振興について

先ほどから私も言葉を使っていますが、アフターコロナという言葉とポストコロナという考え方があります。私はアフターコロナはかなり厳しい。これは完全に終息した世界だと私はそういう語感というか、そういう言葉の認識をしています。やはり感染症が完全に消え去るまでには時間がかかるというふうに思います。当然そうなるのはいいのですけれども、終息してほしい。

この中で、ポストコロナをどうやって我々は進めていくかということの中に、今回、議場でいろいろ度重ねて言っているワクチン接種を早く進めている理由は、経済の問題もあるし

様々ありますけれども、やはりみんなが明るきに行く。そして接種によるやはりインセンティブをもって、そしてそこを積み上げていくことが明るさに向かっていきますよという話をしていますので、これらを一生懸命取り組んでいく。

加えて、ポストコロナとしては、例えば観光もいろいろ変わるでしょう。この中においては、これまでゴールデンルートと言われていたような、そういう、何ていうか、昔、日本人が——農協観光さんなどが象徴的に言われますが、海外旅行にどんどん出かけて行ったという流れが、新興国の皆さんや台頭してきている国々からいっぱい呼び込んでいました。これらのゴールデンルートから本当の意味の文化性とかここでいえば雪とか、そういうような真の、何ていうか、素のままの観光というか、そういったことにも変わっていく。我々はそういうことに向かって準備してきたようなところも一部あって、これを自信を持って取り組んでいく。そこの根底にあるのは誇りということになりますが、これらが見直されていくのではないかと。そういったことが、観光だけではない様々な形で、この地域を照らすたいまつのようなものになればなというふうに思います。これは簡単に答弁できませんので、以上をもって答弁にさせていただきたいと思いますが、明るきに必ず転じさせていく第一歩は、ワクチン接種。ここから始めましょうということです。

○副 議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 ウイズコロナとアフターコロナの観光振興について

最後に1点だけ。具体的なところを聞きたいのですが、第2次南魚沼市総合計画後期基本計画が今年3月に公表されました。この中の観光の振興には、コンテンツ・ツーリズムの推進という項目がありまして、「地域資源を活用した様々な体験型・交流型コンテンツを取り入れた旅行体験サービスの創出と提供を推進します」とあります。これについて少し新たな項目ですので、時間がございませんけれども申し訳ありませんが、もう一言お願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 ウイズコロナとアフターコロナの観光振興について

ちょっと答えられるかどうか分かりませんが、これは担当部長のほうからちょっと答えてもらいます。

○副 議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 2 ウイズコロナとアフターコロナの観光振興について

ちょっと具体的なお答えになるか申し訳ございません。ここに書かれていることにつきましては、将来のことを言っております。それで、ここ数年のインバウンドも含めた流れの中で、団体かFITといった個人旅行になってきています。そういう中で、先ほど市長も言いましたけれども、ゴールデンルートから地方のほうに人が流れて来る中で、要はモノからコト——体験、そういうものに移ってきております。やはり体験ですとかアクティビティ、そういうものが強い地域が今後残ってくださるというところになります。そこのところを私どもは目指して進めていく。その中で、観光振興を図っていくということで考えております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ声あり〕

○副 議 長 以上で、田中せつ子君の一般質問を終わります。

○副 議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開を1時10分とします。

〔午前11時49分〕

○議 長（小澤 実君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

〔午後1時09分〕

○議 長 一般質問を続行いたします。

○議 長 佐藤剛君より資料配付の願いが出ております。これを許可し、配付のとおりといたします。

○議 長 質問順位9番、議席番号14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、発言を許されましたので、通告に従って質問いたします。

止まらない人口減少の中で、選ばれる南魚沼市に向けて

今回は、止まらない人口減少の中で、選ばれる南魚沼市に向けて、1点通告いたしました。

人口減少時代とはいえ、当市の人口は予想をはるかに上回る速度で高齢化とともに人口減少が進んでいます。したがって2015年に独自推計した人口ビジョンも、今年3月策定の総合計画後期基本計画では大幅な見直しが行われ、2045年の推計総人口を4万1,326人とし、今までの推計より約6,800人減少が上積みされました。2015年推計から今まで手をこまねいていたわけではなく、当然人口減少対策を行ってきたはずであり、今後も総合的な人口減少対策を想定しても、このように人口減少が進むという推計です。

その推計で現在の約5万5,000人の人口が二十四、五年後、約4万2,000人に減少したときの集落の状況はどう変わるのか。人口減少は単に人口が減るというだけでなく、市民生活はもちろん、市政全般にも影響も大きいことから、不安も大きいわけです。したがって、そのために今やるべき総合的な人口減少対策を具体的に進めなければならないという認識で総合計画後期基本計画に取り上げてあります。

しかし、具体的対策がどう実施されるかで、人口減少が鈍化することも、逆に予想以上に悪化することもあり得ることだと思います。そこで、転出超過がなかなか減らない現状は総合的な人口減少対策が必要ですが、特に若者の雇用機会の地域間格差という視点も含めなければ解決しないと私は考えています。また、地域医療の取組では、全国から注目されるまでに築き上げた安心安全の医療体制が変わるかもしれない中で、保健、福祉を含めた今後の医療の方向性は、選ばれる南魚沼市として極めて重要であります。

したがって、今回質問では、具体的には産業と雇用、医療を中心に3点質問いたしますが、全て選ばれる南魚沼市に向けた人口減少対策の戦略として伺います。

具体的な質問に入ります。

(1)であります。人口の社会減に歯止めをかけるために、地元企業の育成と併せて、新分野の産業と雇用を創出する政策はあるか、であります。林市長は、若者が帰ってこられる

ふるさと南魚沼市の雇用面の重点的な取組の一つである、地元企業のよさを若者に知ってもらうということを継続して進めています。このことは有効求人倍率の状況から見ても、雇用機会の量は確かにあり、若者に地元企業を正しく知ってもらうということは大事なことであります。

しかし、許可を得てお配りした資料にも載せましたけれども、労働政策研究・研修機構の調査結果を載せましたが、Uターンに当たって気がかりなこととして、希望にかなう仕事がない、キャリア・スキルが生かせないということが高い比率を占めています。これは南魚沼市でも通じるデータだと思います。雇用機会の質を求める若者には、仕事の選択肢が少なく、戻ってこない現実も一方では確実にあります。私はここが若者になかなか選ばれない、人口の社会減に歯止めがかからない大きな理由の1つだというふうに思いますが、この求人・求職のミスマッチをどう解決して人口減少対策とするか、お伺いいたします。

2点目であります。自治権強化、総合的効率的な行政運営と併せ、移住・定住、企業進出等での利便性向上のために、農地転用の権限移譲を受ける体制は整ったか伺います。

この農地転用の権限移譲につきましては、2年前に浦佐地区の農業振興地域の一部必要な除外の足がかりとなる最後のチャンスとして、かんがい排水事業の受益地の除外の質問のときに併せて行っています。権限移譲全般については、県も住民の利便性の向上、市町村の自治権の強化——このことは、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が自己決定、自己責任の原則の下で個性豊かな地域づくりになるという意味ですけれども、そして市町村の総合的効率的な行政運営の確保と住民地域のニーズに的確に迅速な住民サービスの提供が実施できるということで、市町村優先の原則の徹底という考え方で農地転用の権限移譲も進めています。

前回の質問の答弁では、農地転用の権限移譲はその制度をよく理解し、適正に運用すると認められる技量を満たした市町村が、総務省を通じて農林水産省に申請して認められるものとなっており、そこまで当市は体制が整っていないということでありましたが、ちょっと首をかしげるような答弁でありました。

前回質問から丸2年が経ちまして、魚沼市も多分昨年申請をいたしまして、今年度から移譲を受けて、今現在、県下では田上町と当市以外の28市町村が移譲を受けています。そういう中でいつまでも技量を満たしていないと言っていない。迅速な事務手続で移住者、Uターン者を受け入れやすくすることは、選ばれる市としても必要であります。農地転用の権限移譲を受ける体制は整ったのかお伺いいたします。

次に3点目でありますけれども、安心の医療のまちづくりで選ばれる南魚沼市に、ということであります。前段で触れたとおり、大和地区で進められた保健・医療・福祉の三位一体の地域医療は、超高齢社会の今求められています地域包括ケアシステムに通じる場所があります。私は、医師をはじめとして医療資源が少ない地方は、そのシステム構築でしか住民の安心安全は守ることはできないと思いますし、またそういう安心安全の地域づくりが超高齢社会で健康不安、そのための予防対策、在宅または施設等への安心体制等につながるわけ

ですので、選ばれる自治体の大きな要素と思っています。

したがって①でありますけれども、市立病院の開設者として地域医療をどう導くか。ちょっと難しい言い方をしてしまいましたけれども、言い換えれば、実効性のある保健・医療・福祉の連携で、市民の安全を守る地域医療を進める考えはあるかという意味も含んで、どう導くかお伺いしたいというふうに思います。

次に②番でありますけれども、医療のまちづくり検討委員会での提言を受けた後の、特に市民病院の経営改善、その検討経過はということで、社会厚生委員会前に通告いたしました。委員会でお聞きした部分もありますので、詳細は結構であります、通告もして答弁も用意してあると思いますので、お伺いいたします。市民病院の経営改善については、3回のタスクフォースが行われています。前回の一般質問での2回の会議が行われた時点では、私の受け止めとしては業務改善やDPC病院などの模索など、今までにないほど真剣に取り組み、スタッフ全員で経営改善に向かって進み始めたとの印象を受けました。時間もかかるでしょうが、いい方向に向いているようだと思っております。今回、社会厚生委員会の資料や委員会での報告では、その後1回のタスクフォースを経たら、一気に指定管理を前面に出した今後の方針、進め方が出てきました。選ばれる南魚沼市には、医療のまちづくり、その医療体制の在り方は重要だと思います。

そこで、指定管理が前面に出てきた経過は全く見えませんと通告ではしましたけれども、社会厚生委員会や昨日の一般質問で、平成27年の公立病院改革プランの全部適用で効果が出なかったら直ちに検討するということに沿っての指定管理ということが出てきたという概略は分かりました。ただ、通告の説明にも書きましたけれども、どこでどう検討が進んで具体的に指定管理ということが出てきたのか、まだやはりはっきりしませんので、やはり通告どおりに一応この部分は伺いたいというふうに思います。

指定管理がよいかどうかというのは、もっと情報を得たり、議論をしなければ分からないことではありますが、これは昨日の一般質問でも、市長も議論をしていきながら決めていくという考え方が述べられました。

そこで③でありますけれども、今必要なのは、保健・医療・福祉の充実と、その連携でつくる医療のまちづくりで、市民の安心安全とその医療体制を選ばれる南魚沼市の大きな資源にすることではないかということで通告をいたしました。当然、昔と現在の社会情勢も旧大和町と現在の南魚沼市では、面的広がりも含め自治体の規模も違いますが、魚沼基幹病院を中心に1病院完結の医療から地域完結型医療の形はできつつあるわけですので、かつて大和地区で進めていたように、保健・医療・福祉をそれぞれさらに充実させ、その連携による安心のまちづくりを行うことで、外からも選ばれる自治体にする考えはないかということをお伺いしたいというふうに思います。

以上、壇上にての質問を終わります。ちょっと項目も多いですけれども、単刀直入に質問したつもりでありますので、答弁につきましても簡潔な答弁をお願いいたします。再質問は質問席にて行います。

○議 長 佐藤剛君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは佐藤議員のご質問に答えてまいります。

止まらない人口減少の中で、選ばれる南魚沼市に向けて

今回大項目1点で、止まらない人口減少の中で、選ばれる南魚沼市ということですが、やはり数えると6項目あるので、最初の答弁はどうしても長くなってしまいます。丁寧にもやらせてもらいます。しかし、その後、再質問があまりないくらいな答弁になることを、自分としては心がけて頑張りますので、よろしくお願いします。

まず1点目の人口の社会減、そして地元企業の育成、新分野のことであります。雇用創出のことです。

現在、南魚沼市が起業創業支援の分野で実施している政策は大きく分けて、2種類あると思っています。1つにはICLOVEで行っている創業支援セミナー、そして受講生を対象とした創業支援の補助金です。もう一つが松井利夫さんからのご寄附により始めましたイノベーション推進事業——こういったことをやりたいと思っていたところ、松井さんのそういう気持ちが我々に伝わってきて、まさにご寄附まで頂いてということにつながっています。議員の言われる新分野の産業と雇用を創出する政策、これを今まさに始めつつある。そしてこれからそれを軌道に乗せていきたいという思いであります。

この事業の第1弾として、昨年度、本当にこれはスピードを持ってやったということも思っていますし、松井さんもそのように、ぜひやったほうがいいぞという話で取り組んだ南魚沼市チャレンジ支援事業補助金、この応募では15件の応募があつて、審査会の結果、5件を事業採択して、現在その皆さんと——これは第1期生というふうに思っていますが、創業等継続へ向けての伴走支援、一緒に走っていこうと、取り組んでいこうということですが、この支援を行いつつ始めています。第2期生の募集も近々、その後の審査も含めて、今度は第2期生ということで今年度は進めていきますので、よろしくお願いします。

今後この松井基金、これらを活用させていただきまして、南魚沼産品のブランド化による競争力の強化、雪の事業への取組、例えばリモートワークの推進など、これらを午前中、田中議員のほうにもお答えしたところもありますが、総合的にやはり捉えながらやっていく必要があろうかと思えます。こういう中で求人や求職のミスマッチ、先ほどご指摘の部分、こういったところに新しい展開を求めていきたいというふうにも思っています。当然、現地にある、今頑張っておられる企業の皆さんも新しいものに取り組むという方向もあつて、これらを別に考えているということではございません。地元企業との懇談会の中で様々な政策提言をいただく。我々の考えにも合致する部分については、果敢にやはり取り組んでいく必要がある。この中でご質問の趣旨を捉え、真正面から取り組んでまいりたいと考えているところであります。

2点目であります。この農地転用の権限移譲の件です。令和3年4月の時点で県内ではお話もありましたように、28市町村で農地転用の権限移譲がされておりまして、お話のとおり、

南魚沼市と田上町の2つだけが残っているということです。南魚沼市で権限移譲を受けることによりまして、許可までの期間を比べますと、約10日間程度短縮となるというメリットはあります。しかし、以前にも多分答えているかと思いますが、反面がありまして、今のように市と県によるダブルチェックというのは——農地というのはやはり大変な問題です。このダブルチェックという面で審査ができなくなるというふうにも考えています。

現在、新潟県が担っている転用許可の申請に係る立入検査や進捗状況の管理、違反転用者に対する是正の指導など、業務が増加することから、これに対応できる体制整備が必要。これは前にも答えているかと思いますが、こういった体制が整ったのかというような趣旨のご質問ですが、現時点で申し上げますと、権限移譲によって南魚沼地域振興局にいる県の担当者1名分の業務を、そのまま南魚沼市の農業委員会事務局が引き継いだということになるわけですが、特に現場に赴いての確認、また指導が増えるなどということが、これは確実にあるということから、現状はいろいろな思いを持っている。先ほど、ある面と反面というのがあると言いましたが、いいほうも含めて、我々は当然市として推進しなければいけないことはよくよく分かっているのですけれども、このマンパワー不足が生じるという恐れがあるということについては、現状まだまだ今厳しい状況です。

今ほど魚沼市の話が及びましたので若干説明しますと、令和2年の農地転用件数が39件、当市は104件。比べると魚沼市は3分の1程度の件数です。主に令和3年4月からの権限移譲のために、魚沼市は1年前倒しの令和2年4月から1名増員してこれに対応してきた。この辺も考えなければいけないなと思います。経験を積んだ職員を育成していかなければいけない。人員的にも十分な体制を整えることが必須条件というふうに思っています。

加えまして、農業委員会で農業委員の皆さん、そして農地利用最適化推進委員、この皆さんの理解を進めて、農業委員会の総会で同意を得ることが必要になっています。いろいろな思いがありますが、なかなかその点がまだ難しい状況で、今のような進捗状況ということです。そのために昨年7月の農業委員、そして農地利用最適化推進委員の改選が行われたわけですが、以降、各委員に向けまして、農地転用の権限移譲について丁寧な説明を進めているところでもあります。現在、配置人数とあわせて、令和4年度からの権限移譲に向けて、これは思いを持って今進めようと思って——失礼、そういう体制をつくろうと思って、その前提としての人員が要りますので、こういうことに今協議を進めているということでご理解を頂きたいと思います。

3つ目のご質問であります。市立病院の開設者としてのこの地域医療をどう導くかというご質問です。実効性のある保健・医療・福祉の連携で、市民の安心安全を守る地域医療を進める考えはあるか、というお尋ねですのでお答えします。

市民の安全を守る地域医療を進めること、これを最重要課題として当然表明もしておりますし、考えているからこそ私はこれまでなかなか手をつけることが難しかった。はっきり言って誰もやってこなかった医療のまちづくり検討委員会、そして医療推進対策本部、その下部に位置するタスクフォース、これらのきちんとした状況をつくり上げて今進めていると思

っています。これを違えることはありません。私の2期目の選挙の公約で、市民の皆さんもその方向性を支持してくれたという強い追い風の中で進めているところであります。

医療のまちづくり検討委員会については、細かくは申し上げませんが様々な検討をいたしました。そして外部の医療関係者の委員の皆さんに組織に加わっていただき、様々なご議論が進んだと思います。その結果を昨年9月に提言としてまとめていただき、さきの関常幸議員の一般質問の答弁でも触れましたが、この提言の中にある、市立病院群への受診とその後は大多数の場合が自己完結的に治療が終了し、場合によっては、その後、魚沼基幹病院や診療所と連携していく、という中で将来にわたり持続可能な安心して必要な医療・介護が継続される提供体制が期待をされている。言わば、市立病院群を中心にした地域包括ケア体制の構築が求められている、とありました。

これを受けまして、南魚沼市における持続可能な医療体制の構築を図っていかねばならないということで、まさにご指摘の保健・医療・介護・福祉が連携したまちづくりを推進しなければならないということで、これまで全くこういうことはなかったのですが、市役所内に市長部局と病院部局からそれぞれ本部員を選出して、医療対策推進本部を設置しました。こういう過程はこれまでありません。ここによりやく着手ができたということでもあります。加えて推進本部の下部組織として各分野別に、これは全庁体制、市長部局だけではない、繰り返しになりますが、もちろん医療のスタッフも含めた過去にない形での6つのタスクフォースを設置して、まさに医療のまちづくりを推進するための具体的で実効性のある取組について半年間議論を重ねてきました。発展的に今度はそれをプロジェクトに変えていくということです。

これらの議論を受けた中で、今回南魚沼市の医療のまちづくりに関する基本的方針を取りまとめた。ようやくそこまで来たということだと私は思っています。この中において、幾つかのどういったものを目指していくかということは言っています。委員会等でも話をしていますので、ここではちょっと繰り返しません、ご存じだと思います。ということが進められています。これらをもってどう導くのかというふうには私にお尋ねでありますので、これらの地域医療に関する事項の実現に向けて——実現しなければ全く意味がありません。口ばかりということになりますので、これを配して必ず実現に向けて今後も取り組んでまいりたい、そのことをもって市民の負託に応えてまいりたいと思っています。地域の将来からの負託にも応えていきたいと思っています。

3つ目の②番です。今回、社会厚生委員会で指定管理を前面に押し出すようにしたのかということについては、議員多分、大分理解をされていらっしゃるのだと思うのですが、それも含めてお尋ねだということなので、こちらの思いは大分伝わったと思うのですが、答えます。

市民病院の検討経過のことですけれども、これは前回の3月の議会ですか、佐藤議員から一般質問におきまして、ゆきぐに大和病院が非常に経営的には頑張っているということを受けて、コンサルタントに分析などをお願いして、収支が改善されていることから、市民病院

の経営についてもコンサルタントにお願いして、現状分析とか経営計画などの作成を進めるべきというご意見を頂いたというふうに思います。これは佐藤議員からのご意見でした。これに対しまして、そのとき私の次に立った外山副市長からの答弁で、タスクフォース会議でも議論がありまして、総務省で地域医療振興協会と――総務省の事業ですけれども、一体となってアドバイスをを行う。今これが認めていただいた公立病院医療提供体制確保支援事業、これに申し込んで進めていくという答弁をそのときにしています。

実際その方向に進んでおりまして、採択も受けて、まさに支援を受けることができる状況になって、加えて我々が進めているこの支援事業のほかに、本体機能として進めているタスクフォースからプロジェクトチーム、そしてまさに今設置もして、これからもやっていく推進本部、これらと歩みを一つにしてやっていくということでもありますので、よろしくお願ひしたい。全3回行われたこのタスクフォースの中の1つにある市民病院経営改善タスクフォースの会議においては、DPC病院や、また病棟の転換など様々な具体的な経営改善の案が示されています。非常に突っ込んだ議論がされたという報告もされております。その内容については、今回の基本的方針においても具体的に記載しています。

加えましてご承知のことと思いますが、先ほども少しお話があった、新公立病院改革ガイドライン、そして総務省の指針、これらにおいては地方公営企業法の全部適用によって、所期の効果が達成されない場合には地方独立行政法人化など、さらなる経営の見直しに直ちに取り組むこととされ、加えて指定管理者制度の導入等の検討を求められているということです。果たしてこれに進むべきであるかどうかを含めてですが、過去これまでのまちづくりの検討委員会に加えて推進本部、その下部のタスクフォース、様々な皆さんが加わった検討の中では、ここは十分検討していかなければならないということが取りまとめられ、さらに推進本部でもそれを了として今回議会の皆様にもお示しし、これに向かつての議論を進めているということでご理解いただきたいと思ひます。

平成22年に地方公営企業法の全部適用になって以来、公の場で経営形態の見直しなどについてというのは議論をされたことがありません。記憶にないと思ひます。しかし、今ほど申し上げました様々な議論が展開される中、この指定管理の問題とか、なかなか厳しいいろいろな視点があるのです。あるのですが、それを検討することは避けて通れないという結論、私も強く思っておりまして、ここでも繰り返しますが、申し述べておきたいと思ひます。

この部分につきましては、今、全タスクフォースの会議が終了して、5月11日に開催された推進本部の会議においても多くの議論があったところでありましたが、その旨で進んでいます。様々な選択肢のよい点、悪い点、これらを検討していくというような意見があった中、現状、今のところは本部員全ての方から異議はないという状況で、この議論の進め方に異議はないということでもあります。極めてオープンにして議論を展開していく。こういう中で物事を決めていきたいと考えております。

最後の③番であります。最初の質問と意味合いが多分重複するのだと思ひますが、保健・医療・福祉の充実、また連携で今の時代に合った新たな医療提供体制を構築していくという

考え方は、恐らく佐藤議員と私はその点では全く意見が相違するものではないというふうに思っています。市民の安全を守る地域医療を進める。これを最重要課題として考えるからこそ現在の進め方を取っていると私は思っております。全ては患者さん、市民の皆さんのためという医療の基本理念としたいという基本的方針が取りまとめられておりますが、まさにその通りだと思っておりますし、一番の肝は持続可能な医療の体制、福祉の体制も含めてですが、これらをどうつないでいくかということにありまして、まさに目線は市民ファーストそのものであるというふうに考えております。この中で推進を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 止まらない人口減少の中で、選ばれる南魚沼市に向けて

大変丁寧な答弁いただきまして、ありがとうございました。1回の答弁で再質問なしでもいいのですが、やはりちょっと聞き違いがあるかもしれないので、確認の意味も含めて何点か再質問させていただきたいというふうに思います。

まず求人・求職のミスマッチの点でありますけれども、資料をせっかく出したので、ちょっと見ていただきますと、人口減少・高齢化は資料のとおりどんどん進んでいます。人口動態も載せました。社会減、転出超過もなかなか減らない状況です。資料にありますように、厚生労働省の賃金構造基本調査——基本という字が抜けていましたけれども、それも載せました。図がありましたので、2017年の図を載せましたけれども、新潟県はこのとき、正確には18万8,900円。対東京比88%です。今2019年度も発表になっていきますけれども、ちょっと上がっていますけれども、傾向的には同じであります。したがって、新潟県は賃金が低い。南魚沼市のデータはありませんけれども、さらに私は低いというふうに思います。

Uターンが進まない、若者が戻らない理由はこの賃金の低さにも、私はあると思うのですが、私が特に問題にしたいのは、先ほどから言っていますように、求人・求職のミスマッチです。ただこの部分は今ほど言いました賃金と少し違いまして、政策で私は何とかなる部分だというふうに思います。井口前市長は、この求人・求職のミスマッチというのを大きな課題として捉えまして、例えばメディカルタウン構想、CCRC、グローバルITパーク、サテライトオフィス、これらの種をまいておきました。ただ残念ながらそのほとんどいいですか、全部が芽が出ないうちに終わりそうであります。これは進め方にちょっと反省するところが多くありますけれども、人口問題として、または地域経済の活性化対策として、この求人・求職のミスマッチ解消というのを真正面に取り組んだところに私は大変評価をしているところです。

今、市長のほうからもこの点について考え方が述べられました。松井基金を利用して何とか進めていきたいというところもありました。ただ私は先ほど言いましたように、この部分は政策で何とかなる可能性がある。したがって、井口前市長が打ち出したみたいな、もうちょっと行政主導の具体的な産業振興策というのを市長のほうから打ち出してもらって、そしてそれに沿って、その構想を計画にして施策に結びつけていく。そういうのがないと、なか

なか実質的な求人・求職のミスマッチの解消にはならないのではないかと思いますので、そういう具体的などころがあるのかどうかだけちょっとお聞きしたい。

○議 長 市長。

○市 長 止まらない人口減少の中で、選ばれる南魚沼市に向けて

短い時間で全部話すことは、またちょっとこれは難しいテーマだと思います。行政だけとか、官の側からだけの発想ではとても及ばない。なので、製造業の皆さんといろいろな政策提言、環境整備とかについて、例えば将来的目標を持って、こういったことに市長取り組みということをお聞き取りたいのです。そういう意味で、いろいろな製造業の皆さんとの結びつきもつくってきました。

例えば具体的に言えば、雪のことは雪遊び的に批判もされた時期がありました。今はそれが次の産業に向かったの何かを感じておられる市民も多くなってきて、頑張れというような声にも変わってきていると思います。これらの中では、今回雪の勉強会を立ち上げていく。何といっても産業振興につなげていきたい。そしてこのイメージを図る。その例えば自然環境を——口でばかり言っても駄目ですけれども、こういったことの取組というのは、非常に新たにここに何か業を起こそう、例えば入ってこようと思う企業、起こそうとする起業家の皆さんの全て何かいろいろなところに触れてくるかと思っているので、あまりちょっと答えにならないかもしれませんが、そういうことを一生懸命やっていく。

そして人口減の話をいつもこうやってやり取り——佐藤議員だけを言っているのではないですけれども、この議論をしていて何かつまらないですか……（「えっ」と叫ぶ者あり）私はこの人口減の問題を話していて、心ときめく話をする人にあまり会ったことがないのです。特に国会議員からも聞いたことないです。私今回、むーけーげーという市長日記に2回連載して人口減のことを書きました。あれで書き尽くせるわけは全くありませんが、少し視点を変えたほうが良いと思っています。この給料の問題もそう簡単に政策でうまくいくか。いくと思われませんか。私はここに業を起こすことも当然市長として、皆さんもそうですが、やっていかなければいけないが、片方で東京の文化性や経済性を上回ることを一気に地方に持ってくることは、そう簡単なことではない。何十年先になるか分からない。国策がやはり必要だと思うのです。

この中で地方創生と言っているながら、少し肝の部分に触れていないという思いを持って、私は今回むーけーげーに2回連載を書きました。あれが正しいかどうか分かりませんが、一番の下地に思っている自分の気持ちを書いた。ここから通わせる体制を国策として取れないのかとか——何か簡単に人がやってくる。そう簡単ではない。ここにももちろん汗をかいていますけれども、併せ持ってやっていかなければ、人口減の問題というのはそう簡単にクリアできない。加えて、国の在り方としての人口減に合った国づくりをもうそろそろ真剣に議論していくこと。私はドイツを目指せばいいと思っていますけれども、個人的にです。そういう思いを持っています。

なので、この議論はいくらやっても——では、佐藤さんに本当にそこに明確に示せる

案があつて、対案として私に示して、私とやり取りするのであれば私は楽しいのだけれども、考えがないか、考えがないかと言いつけられて5年間——佐藤さんのことだけを言っているのではない、批判しているのではないです。そういう議論が多過ぎると私は思っています。答えになっていますか、分かりません。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 止まらない人口減少の中で、選ばれる南魚沼市に向けて

人口問題、取り扱ってむなしくないかという、私もむなしいのです。全体が減っていく中で、何で増やせたの何だの、そんなこと無意味ではないかというふうな思いもあります。ただ、私はそこまでは市長と一緒になのです。だから私は今回は選ばれる自治体のために、だから選ばれる自治体のために、このまちの未来のために、3つの項目——これだけではないですが、3つの項目をあげて、せめて人口問題を前向きに考えましょうという意味で質問しているのです。通告を読んでいただいたので、理解はしていると思うのですけれども。そういうことで、今ほど言いましたように、市長、いろいろ難しい面もあるのですけれども、選ばれるための筋書を持って、求人・求職のミスマッチ解消に積極的に取り組んでいただくことを期待しまして、ちょっと時間も過ぎていきますので、次の再質問のほうに移らせていただきます。

次が、ちょっと私は聞き手の粗相で聞き方がちょっと分からなかったもので、そこら辺も含めてですけれども、農地転用の権限移譲についてなのです。地方の時代とか地方分権とか言われてもう久しいわけなのですけれども、地方分権一括法から20年がたちます。そして地方の課題は地方自身の判断と責任で決めるというのがこの地方分権の中心部分だと思うのですけれども、これは県から市への権限移譲も同じことだというふうに思います。

そうした中で農地転用の権限移譲、先ほど言いましたように、もう28市町村が一番身近な自分たちの判断で有効な土地利用を進めていこうというふうなことでやっているのです。それをいろいろ聞かせてもらいましたけれども、それがまだ現状できない。これは大変行政、市政としては問題ではないかと思いつながら聞いていたのです。ここをちょっとこれから確認したいのですけれども、最後のほうで、令和4年度に向けて、この移譲を受けるように進めているというようなことを言ったようなのですけれども、そののところをもう一回確認したい。

○議 長 市長。

○市 長 止まらない人口減少の中で、選ばれる南魚沼市に向けて

それが答えです。そのために人員も配置しなければいけません。これは本当、ほかをやっているのうちにできないのかと言われてしまうと、本当に言葉を失ってしまうのだけれども、本当に大変です、はっきり言って。理解していただくにも本当に難しいところもあつて、我々としては——一番顕著な例は大和地域におけるメディカルタウン構想のつまずきとか、そういうことも含めてやりたいのだけれども、しかし一方で農地も守らなければいけないという大前提もあるわけです。両方大事です。

だから、あとはやはり開発行為がうちの地区の場合は細かいのが非常に出てくる。先ほど、魚沼市と比べても分かるかと思います。これが実態なのです。これらをやするために、条件も整備しながらですが、来年度に向けてやろうという気持ちを持って今進めているということでご理解ください。それには人材をきちんと、マンパワーをつけなければいけません。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 止まらない人口減少の中で、選ばれる南魚沼市に向けて

市長の苦しいところは本当によく分かります。ただ、市長がずっと今までこの人口問題、むなしいかもしれませんが、それを感じながら一生懸命やっているUターン、そして移住・定住、若者が帰って来るまちづくり、そしてまた企業誘致もチャンスがあればやらなければならない。そういうところに 10 日間くらい短縮になるというような話もありましたけれども、そういうところに自分たちの問題としてスムーズに、そして市長がいいと思ったことをどんどん進められる、そういう体制というのは私は必要だと思うのです。

そして農地を守らなければならないと言いますが、移譲してもしなくてもやることは同じなのです。だから、農地を守ることと権限移譲を受けることは別問題として考えていただかないと、なかなか話が進まない。そして先ほど言いましたようにUターン、移住・定住、若者が帰って来るまちづくり、そのために 1 人配置しなければならない。それは大変な負担もある、財政負担もある。だけれども、そういうことであれば、誰でもそれを認めてくれますよ、議会も市民も。ぜひ、令和 4 年度に向けて積極的に進めていただきたいというふうに思います。

それでこのところは終わらして、地域医療をどう導くかというところ、本当に丁寧に説明していただきましたので、市長の熱い気持ちといいますか、強い思い、地域医療に対する——運営方法はまた別問題として、地域医療に対する熱い思いは理解できましたので、ここはちょっと省略いたします。

市立病院の運営についてちょっとお聞きしたいというふうに思います。委員会の資料や委員会の中で、そして昨日の一般質問の答弁の中でも出てきましたけれども、仮称でありますけれども、市立医療機関の経営改善と施設整備プロジェクト、それを立ち上げまして、公立病院医療提供体制確保支援事業を活用して、指定管理者制度導入等の経営形態の見直しを進めていくというようなことであります。指定管理が前提ではないということは分かっています、先ほど言いましたように。となりますと、この公立病院医療提供体制確保支援事業の内容が今後大きく左右するわけです。そうしたときに、そういう情報は今後議会が共有できるのか。そしてそれを活用したプロジェクトの検討経過が議会に流れてくるのか。

もしそこら辺が来ないと、こんな重要な課題ですけれども、議会も市民もよく分からない中で決まっていくということに、もしなってしまったら、私たち議会議員としてこれは大変なことだと思いますので、そこら辺の今後の進め方——プロジェクトを組むのですけれども、今後の決定までの進め方のところを、今まだこれからですから、概略で結構ですのでお示しいただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 止まらない人口減少の中で、選ばれる南魚沼市に向けて

前回の質問でも何か同じようなやり取りがあったのか……（何事か叫ぶ者あり）なかったですか。失礼しました。

やはり内部検討すべき内容を全てお示ししていくことは、ちょっと難しいのかもしれませんが、どなたかにも多分答えていると思いますが、必要な部分について、やはり話をしていくとか、今経過こんなことがありますとかということ、例えば議会の皆さんには、その機能というか、権利というか、議会の機能として調査研究をする、例えば専門の社会厚生委員会の皆さんも当然あるわけでありまして、そういったところからの調査を受けるとか、様々なやり方があるかと思いますが、こちらで話し合っていることを全部言っていくということはできないと思うのです……（何事か叫ぶ者あり）今もう既にそういうことでお呼びを受けているということも、今聞こえてきていますので、そういうことをやっていくのが一番健全な議会と執行部の在り方ではなかろうかというふうに思います。隠すことではなくて。ご理解いただきたいとします。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 止まらない人口減少の中で、選ばれる南魚沼市に向けて

指定管理をどうするかというのは、これからということで、それは前提にしていけないということなので。ただ、昨日の答弁にもありましたけれども、指定管理について大いに議論を尽くしていきたいと思うという昨日の一般質問の答弁もありましたので、今このプロジェクトについて、今後どう進めるかというのは、初めて私は聞くのです。前はありませんから。そういう市長の答弁も含めてこのプロジェクト、そしてまたこの支援事業、それらの情報がやはり来ないと、私たちも大いに議論をしたいのですけれども、その大いな議論ができない恐れがありますので、今の市長の答弁の中ではできる限りのことはしていきたいということですので、それをよしというふうにします。

それで次、2回目の再質問ですけれども、これは新聞報道に指定管理のことが出て、大分問合せがあったというようなことを昨日だったか話していましたが、私たちにとっては、今までの直営から指定管理への変更はまさに歴史的変革なのです。私も市民の皆さんも正直言いまして期待というより、やはり不安があるのです。何で不安があるかという、指定管理のことは私も含めてよく分かっていない。まず第一に分かっていないのは、指定管理にすれば経営がよくなるのかという、そこだけでも分からないのです。

魚沼基幹病院、小出病院、指定管理です。多分違うかもしれませんが、湯沢の診療所も指定管理です。そこら辺が、指定管理して医師がちゃんと確保できているのか。経営がうまくいっているのか。そういうところが、きちんとシミュレーションして、それで指定管理がいいよと言っているのであれば、私はちょっとひとつ安心するのですけれども、そこら辺が私は全然分からないのです。そういうような指定管理にする効果といいますか、歴史的変革をするほど負担軽減につながるというような、そういうシミュレーションとか、そうい

うのはあるのか、ないのか、これからなのか、そこだけで結構です。

○議 長 市長。

○市 長 止まらない人口減少の中で、選ばれる南魚沼市に向けて

全国的な大きな流れは総務省も言っていたり、様々しているように、公立病院のほとんどが成り立たなくなっているのです。これは現実をやはり直視しなければなりません。そういう中で医療スタッフの、それがきちんと安定的に確保ができていくとか、様々なことがあって、シミュレーションするとか、具体的にこうなるとか、まだそこまで全部は言うことはできませんが、私からは言えませんが、しかしこういう議論をしないと、本当の意味の市民のための病院としての——指定管理になっても市民病院でなくなるわけではないのです、はっきり言って。市民の皆さんが不安に思っている、思っていると言いますけれども、私この点で市民から言われたことはあまりありません、そういう意味では。

逆に言うと、内側の人間です、心配するのは。この手のやつは。全国皆そうです、はっきり言って。多いのは、です。そういうことなのです。そういうことを言い始めると、何かちょっと議論が別のところに行ってしまうのでやめますが、市民の皆さんにとってはきちんとした医療の提供が持続可能なものがあれば一番なわけです。しかし、働いている人たちもいるではないですか。こういうものがいろいろあるので、大変こういう問題はシビアな問題になることも多々あって、軽々なことは言えませんがということなのです。

市民にとっては安定した医療体制がずっと続くこと、これが一番だと思います。そういう意味の不安は、どういう形態になろうが、そういうことではなくて、きちんと提供ができていけば市民の皆さんの不安はないと思います。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 止まらない人口減少の中で、選ばれる南魚沼市に向けて

大変失礼しました。私も市民アンケートを取ったとか、そういう市民の声をつぶさに聞いてという発言ではなかったのですので、私の個人的な意見も混じってちょっと聞いてしまったので。ただ、私個人、議会人としてもうちょっと不安払拭のために聞かせていただきますけれども、1つはずっと私がこだわっているのは、地域医療なのです。ずっとこだわっているのです。そして今、これからまた言いますけれども、大和病院を中心にこの地域全体で育ってきた地域医療がどうなるのか。例えば今までもこれからも大変重要な部分であった出張診療とか、往診とか在宅医療、そういうのが指定管理になったときに継続できるのかどうかさえも私たちは分からないのです。だから不安がある。だからいろいろ、ああでもない、こうでもないというようなことを私みたいに言うのです。だからそこら辺は大丈夫なのかというところを聞きたい。これが1点です。

関連しますので、もう一つ言ってしまいますけれども——一問一答か、いいですよ。それよりも私が一番心配なのは、指定管理になって、もうちょっと委託料が足りないから金を出してくださいと言われたときです。指定管理でお願いしている立場として、「いや、もう出せません」などということはいえないと思うのです。そうすると経費で節減より、むしろ

下手すると金がかかってしまう。そういうふうなリスクもあらかじめ覚悟していかなければならないのではないかと。現実には指定管理をして、突如撤退しますという事例もあると思うのです。あります、私の調べたところあるのですけれども。そういうところが私は非常に心配なので、そこら辺、指定管理、今の段階で結構です。市長が思う、もしくは外山副市長が思う、「こんなことは、お前さん、取り越し苦労だよ」ということであれば、それはそれでいいのですけれども、そこら辺の不安払拭のために一言お願いしたい。

○議 長 市長。

○市 長 止まらない人口減少の中で、選ばれる南魚沼市に向けて

それも含めて、まだそこまでの議論をしているわけではなくて、そういう必要性がある。医療スタッフの中には当然知っている人もいるわけです。なので、十分そういうことを知っている人も入ってタスクフォースをやっているわけです。お医者さん方は知っている人が多いです。そういうこともあって、しかし悪い点だけが強調されがちなところを何か感じるのですけれども。予算もいっぱいある、・・・もいっぱいあるのです。だから、そこも含めて議論していかなければなりません。この後は外山副市長のほうから、今はうちの副市長という立場ですが、過去——それこそアドバイザーに今回総務省と一緒になってもらっている地域医療振興協会の常務として様々に全国の展開を見てきた方でありますので、少し答弁してもらいますので、よろしく申し上げます。お聞きください。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 止まらない人口減少の中で、選ばれる南魚沼市に向けて

この魚沼全体の医療の再編がまだ継続しているこの南魚沼市の中の、また新たな持続可能性を求めて追及して、皆が一生懸命やっているのですけれども、とどのつまりは、やはり医師を継続的に確保できるかということなのです。例えばこと細かに固有名詞は出しませんが、市民病院の例えば内科系で6人おります。院長と寄附講座で来た5名と、専攻医というのは2名いるのですけれども、専攻医というのは2か月交替なのです。寄附講座も期間的には来年の9月までなのです。そうしますと、院長先生も一般職任期付の期限があるのです。そうするとあと1年後どうなるのだということ、要するに安定した医師の確保というものをどういうふうにやったらいいかということで、ほかに方策はないか、寄附講座はどうだ、一本釣りはどうだということ、皆必死になってやっているわけです。回復期リハビリテーション病棟をつくるにしても、やはりその医師が必要なわけです。

それともう一つは、経営改善と口で言うのは簡単なのですけれども、例えばこういうところの請求漏れがあるとか、例えばこういうところを少し費用を節減しようとかあるのですけれども、結局は委託料とか、いろいろな例えば電子カルテの購入なども含めて、この地方によりますと、業者との関係でやはり不利な立場に置かれるために、それでうまくいけばいいのですけれども、いかない場合はやはりスケールメリットというものを追求したがる、したがるといふか、ということ指定管理も視野に入れてだということだと思います。ただ、指定管理は議員ご存じのように指定管理料を払うわけですが、その際には行政委託——

委託という言葉は今使いませんが、協定を結んで、どういう範囲内でどういう開設者の意思を実現するかということで、ぎりぎり話し合っただけで決めるものです。それで指定管理の期間というものもございませぬ。短く設定する場合もあるし、長く設定する場合もございませぬ。一方、地方独立行政法人というのは、もう開設者の権限を地方独立行政法人に財産も含めてやってしまうわけございませぬので、呼び戻しがつかないという形になります。

そんなことで、在宅の問題1つを取っても、それはもう1丁目1番地の話ですから、そういうことを逆に実現しなければ、診療報酬点数上も成り立たないことは自明の理なわけです。ただ、議員がおっしゃるように、診療報酬だけでやれる部分と公立病院として不採算でもやる部分の、その辺のマージンといいますか、辺縁といいますか、そういうところをどういうふうにものを考えるかということは、それは恐らくいろいろなケース、南魚沼市だけではなくて、いろいろな話合いが出てくるのだと、こういうふうには思います。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 止まらない人口減少の中で、選ばれる南魚沼市に向けて

おっしゃっている説明は十分分かりました。ただ、指定管理になった暁には、ではこの地域医療どうなるのかというのは、私はまだほとんどよく分かりませぬので、市長が言うとおりに、今後大いに議論していきたいというふうには思います。

もう時間で最後になると思うのですけれども、保健・医療・福祉で安心体制で選ばれる南魚沼市というところ、③でちょっとしてありますので、そのところを1点だけちょっとお話をさせていただきたいというふうには思います。質問になるのかどうか分かりませぬ、話してみないと。

少し歴史的な話になりますけれども、旧大和町で行っていた保健・医療・福祉、私はここが私のこの医療問題の原点なわけです。大和地区の医療の原点をちょっとお話ししますと、昔といいますか、ちょっと以前、あの地区は脳卒中が大変多くありまして、減塩運動というのを行って、保健師さんが夜な夜な各集落を回って減塩を呼びかけました。そういう取組を出発点にして、自分たちの健康は自分たちで守ろうというスローガン、これは今でも生きていると思うのだけれども、そういうふうな取組に発展しました。

福祉の面では、もうご承知だと思うのですけれども、宅老といって民間ボランティアが老人を昼とか夜とか集めて、今でいうデイサービスです、ショートステイ。それと同じようなことをやっていました。この取組、当時の厚生省——外山副市長はよくご存じだと思うのですけれども、厚生省が視察に来て、介護保険の参考にしたとも言われているのです、これが。この宅老は——今年浦佐婦人会、解散しましたけれども、この婦人会ですずっと継続されて今まで続いてきました。

医療面です、大和町が昭和 51 年に人口 1 万 4,000 人で、当時開業医も少なく、無医地区もあるということで、86 床の町立病院を建設しました。財政的にも不安があったり、問題もあったりしまして、当然反対もあったのですけれども、地域の医療の安心安全を守るためといって、大きな判断をしまして始めました。

そういう保健・医療・福祉の充実の中に——これは何回もこの場で言っていますので、あれですけども、医療のお世話にならないように保健活動を充実させる。病気になってしまったら病院で診る。医療の措置が終わったら福祉に回る。その福祉の後ろには医療が控える。そういう三位一体の医療体制を実現しました。その象徴が健友館です。今話題になっている健友館。受診率を高めるために集落にバスを回して健診を促しました。そして健診結果によっては個人ごとに医療に導く。これは利便性だけではなくて、保健・医療・福祉の連携の実践です。

今言ったことは旧大和町の今までやってきたことなのですけども。もう合併から 16 年たちます。大和でやってきたことではなくて、これはもう南魚沼市の実績です。市の歴史です。こういうふうなこと、それに生活環境の整備も含めて、それが医療のまちづくりだと思うのです。市長も多分そう思っているのだと思うのです。そういうところを確認させていただきたいし、医療の資源が少ないこの地にあっては、そのことによって今の医療が守れるのではないかと私は思っているのですけれども、その見解だけお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 止まらない人口減少の中で、選ばれる南魚沼市に向けて

ゆきぐに大和病院の理念、今もあるのです。これは実は黒岩卓夫先生と私が市長職として初めて会った——非公式の場面でしたが、そのときにその理念を引き継ぐということではないでしょうかという、まさにそういう会話をしたとき、黒岩先生はそのとおりだと、頑張ってくれという話をしました。胸にずっと秘めています。しかしながら、大和町もそうだったように、その自治体の本体のことを全部投げ出して医療だけをやるわけにはいかないわけです。ちょっと間違っただけだと嫌なのだけでも、財政も考えながら、そして持続可能なやり方をやっていかなければならないということです。分かっただけだと思うのですが。そして理念はそのとおりだと思います。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、佐藤剛君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を 2 時 25 分といたします。

〔午後 2 時 10 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 2 時 25 分〕

○議 長 質問順位 10 番、議席番号 4 番・吉田光利君。

○吉田光利君 皆さん、お疲れさまです。傍聴の皆さん大変ありがとうございます。

今議会の開会日、議員在職 15 年表彰を受けられた大先輩の 3 名の方、改めておめでとうございます。本当に心より敬意を表したいというふうに思います。また、総務部長のほうから紹介がありましたけれども、4 月 1 日付の執行部の管理職昇進、おめでとうございます。特に今回、私の一般質問のテーマである関連深い女性初の局長、期待しています。おめでとうございます。

それでは早速でございますが、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

女性の働きやすい職場環境について

テーマは女性の働きやすい職場環境についてでございます。女性の社会進出に伴う活躍は目覚ましいものがあり、日本の女性は世界と比べて大学の進学率も高く優秀である。労働人口の減少が進む中で経済成長の底上げを考えると、社会進出の期待はますます大きいものがある。しかしながら出産、子育てを機に離職する割合が7割という事実がある。雇用を継続したとしても、親の介護が必要になったときに、一般的に介護に当たるのは男性に比べて女性が多いのが現実である。これは社会の意識と仕組み、また家事、育児、介護への支援等に対する環境整備が遅れているためである。

いろいろ報道されているが、女性の社会進出の一例として、企業の女性役員比率が先進国中44位という圧倒的に低いデータが示されています。また新潟県の女性管理職比率は全国43位であり、後進県であることが最近大きく報道されました——5月15日の日経のトップに出ております。南魚沼市では官民ともに働きやすい職場を推進して、積極的に女性の採用、管理職の登用を進めていることは理解しているが、さらなる女性の働きやすい環境改善が最大の課題である人口減少、少子化対策につながると思う。

そこで以下に市長の所見を伺う。(1)女性の社会進出への環境整備として学童クラブ、保育園の受入体制の実状と課題は。(2)親の介護により、やむを得ず職場を離れる実態と、介護施設の受入状況はどうか。(3)女性が出産や介護を機に離職せず継続して働く環境をつくるために、他市町村と差別化した支援策は。(4)政府は女性の管理職比率30%程度を目標としているが、南魚沼市の実態と目標は。

以上、壇上からの質問といたします。

○議 長 吉田光利君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは吉田議員のご質問に答えてまいります。

女性の働きやすい職場環境について

女性の働きやすい職場環境についてということでもあります。最初の1から4まで全部答えさせていただきます。

始めに学童クラブ、保育園のことをお尋ねですので、まずは学童保育の受入体制の実状と課題から申し上げます。南魚沼市の学童保育はNPO法人の南魚沼すまいるネット、ここが13クラブ、私立では6クラブが運営しています。学童保育の利用に際しては、家族が就労しており、放課後の児童の見守りが難しいということが条件になっています。毎年多くの方から申込みいただいておりますが、保護者やご家族の状況などを申告していただいて、客観的な基準に基づきまして公平性を持って児童の受入れを行っております。

令和3年の状況ですが、夏休みなどの長期休業期間の利用者に、ここには数名の待機がありますが、通年の利用を希望されている方で、そういう基準に合致する方については、全て学童保育の利用ができています。基準に合致をせず、受入れが難しい場合については、個別

に事情を丁寧に伺いまして、状況に配慮した、これは柔軟な対応を行っていると思っております。

学童クラブ運営の課題ですが、まず何といたっても支援員を安定的に確保すること、これに尽きます。児童数は減少しています。子供の数は減っているのですが、核家族化、共働き世帯の増加——これは簡単に言うと、うちの市は人口は減っているのに世帯数は物すごく増えているのです。こういったことも現れるなと思います。児童数は減っても、学童保育の利用者はむしろ増えているという状況です。また特別な支援や配慮が必要な児童に対応するため、40人の児童に2人という支援員の配置基準を超えてしまって、支援員を配置する必要があります。ここも非常に課題。支援が必要な児童が多くなってきているのです。こういったことがあります。

これらの状況に対応するため、施設の改修などを計画的に実施するとともに、この支援員の確保に努めています。しかし、特にNPO法人では支援員の確保が難しい状況にあって、児童の受入時間に合わせて支援員を配置しなければならない。また勤務時間が短いということから、これは想像していただければすぐ分かりますが、勤め先として大変やはりそういう困難さがあるわけです。稼ぎたい方は、時間が短いですから、収入が伸びない。これらが要因になっているという状況です。現在、支援員不足によって児童の受入れを制限する状況には幸いのところ至っておりませんが、賃金を上げたり、勤務年数が長いという職員の皆さんには、その配置には加算を行ったりするなど、処遇改善を図って支援員の確保に努力しています。

このコロナ禍であります。学童保育もこの非常事態のような状況でも運営を継続することが求められております。このため、通常の保育に加えて、新型コロナウイルス感染予防対策、これらを徹底しなければならないということで、余計仕事が重くのしかかっているという状況であります。

次に保育園を申し上げます。保育園は就労などの理由により家庭で保育できない児童を保育するための施設、当然であります。保護者の方、特に母親の就労による社会進出を後押しすることにつなげなければならない。保護者が心配なく働けるよう、安心安全な保育を目指しています。

保育園の利用定員は入園申込み数や直近年度——今の年度に近い年度の利用者数からそれに当たる年——当該年度、言葉がちょっと固いですがけれども、当該年度の利用者数を推計して、そこから職員配置等の、施設の規模もそうですけれども、こういったものを決定して、県へ届出をして運営されます。今年度の利用定員は2,168人。一方で4月1日からの利用申込み数は1,830人。市内全体で見ますと、保育園に入園を希望される園児を受け入れることが可能な状態となっています。

課題としては、南魚沼市中心部にある保育園に入園を希望される保護者が非常に多い。年度途中で入園申込みをする場合、希望する園に入園できないということが、これがどうしても生じてしまいます。特にゼロ歳児、それから1歳児については、施設の規模、条件などに

より、簡単には定員を増やすことができないということがあります。希望する園に入園できないということがやはり生じるわけであります。保育士配置基準を満たすため、追加で保育士が必要な場合には、ハローワーク等の求人、また保育士登録制度などを活用しまして対応していますが、その確保に苦勞しているのが現状という状況であります。

2つ目のご質問の、親の介護によりやむを得ず職場を離れる実態、介護施設の受入状況です。介護を理由に離職する実態については、第8期になる介護保険事業計画策定のため、令和元年度に実施したこの調査の中で——これは在宅介護実態調査です。家族や親族が介護を主たる理由として、過去1年間に仕事を辞めた人がいますかという設問を設けました。この中で558件の回答があったのですけれども、主な介護者が仕事を辞めたというふうに回答した割合は49名、8.8%に当たります。その内訳の男女比も申し上げますと、男性でも3割います。女性が7割。男性にちょっと驚いていますが。そして年代別でいうと、50代が24.5%、60代以上が69.3%。親の加齢というか、年も考えればこれは当然なのだと思いますが、そういう状況です。

介護施設の受入状況ですが、市内の介護サービス事業所数、これは訪問系、通所系、施設系、これを合わせて全部で87事業所がありますが、介護サービス事業所は利用者本人の介護度やご本人の意向——ご本人というか取り巻きの意向、そして世帯の状況、家族希望など、様々な状況を反映して作成するケアプラン——ご存じのとおりですが——これで受入れを行って、必要なサービスを提供しています。

介護保険制度創設のこの目的の1つが、高齢者の介護を社会全体で支え合っていく、そして家族による過度な介護負担を軽減すること、これがあげられています。例えば特別養護老人ホームの入所判定を行う会議、この中では介護者の就労状況というのももちろん加味をされるということです。介護に携わっているかということです。これらは介護離職の防止にも反映されているということになります。今後も、働くことを希望しているにもかかわらず介護を理由に離職しなければならない、こういう人を少なくしていく努力、これに対する支援を行っていきたいと考えております。

3点目のご質問です。女性の出産、介護を機に離職をせず、継続して働く環境をつくるために、ほかの市町村と差別化した支援策ができないかということだと思いますが、女性が出産、介護を機に離職せず継続して働くには、まずは出産の際、産前産後の休暇制度、また育児休業の取得、それから家族の介護を行う際の介護休暇の取得などについて、これは職場それぞれの環境づくりが重要で、事業主の皆さんの協力が絶対不可欠と思います。

南魚沼市では現在特別な支援策というのを市独自では行っていませんが、県では男女が共に働きやすく、仕事と家庭生活などが両立できる職場環境づくり、また女性労働者の育成という面、登用などに積極的に取り組むというような企業さんに対してハッピー・パートナー企業という制度を設け、これに登録した皆さんに対して取組を支援しています。これらを一層進めている企業に対しては、イクメン応援プラス認定——男性が育児に当たる、そういうことを応援するところにプラスして加算するとか、子育て応援プラス認定、これらを上乗せ

で認定して、事業主の皆さん方に男性の育児休業取得に対する助成金を支給するなどの支援が行われているということです。

いい方向に向かっているとは思いますが、まだまだなのかなというところも当然あるわけです。ハッピー・パートナー企業、これは令和3年4月現在、南魚沼市内には22の事業者の方々が登録してくれています。南魚沼市としては、もっとたくさんの事業者にこれらを登録していただくように促していく。市報、ポスター、パンフレット、様々な啓蒙活動を継続して行ってまいりたいと考えています。

4点目のご質問の、政府の女性管理職比率30%程度の目標、この南魚沼市の実態はどうか、目標はということであります。女性職員の管理職については、先ほど吉田議員から言っていた、初めての部長級の女性をこの4月から登用いたしました。課長級を含めると、現在4名の女性職員が管理職に就いています。第2期の南魚沼市特定事業主行動計画というのがありますが——これは後期計画ですけれども、この中には係長相当職——これは公安の部分と医療職を除きますが、ここに占める女性の割合が現在は27.7%。これは83人、係長相当職があるのですけれども、この中で23人、27.7%です。これを令和7年度までに30%を超えたいと思っています。管理職相当職——同じく公安、医療職を除きますが、ここに占める女性の割合は現在8.5%。これは47人の枠がありますが、この中で今4人です。ここから令和7年度までに10%に引き上げたい、そういう目標を掲げています。

この目標達成のために、能力による昇進の方針に基づきまして、女性職員の管理職への積極的な登用を進めて、市政における政策決定の中に、やはりこれは女性の視点、これも非常に大事な時代でありますので、これらの女性の参画を図り、男女を問わず誰にとっても働きやすい労働環境の整備を進めていきたいと考えています。今、端的に言えば、新採用の職員の中に女性の比率は非常に高まっています。当たり前のことですが、これから女性の登用が——登用とかそういう言葉がなくなる時代がすぐに来るだろうということも見越しつつ、進めていきたいと思っています。私も市長になってから、このことに心を砕きつつ、全部決めるわけにはいかないのですけれども、人事にはそういう視点を持ってほしいということをお願いしております。

以上です。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 女性の働きやすい職場環境について

それでは順番に再質問のほうをさせていただきます。まず最初の学童クラブ、保育園の受入れについてでございます。平成30年5月10日、私が議員になった年だったのですが、我が会派は、東京のほうに出向きまして、市町村議会議員特別セミナーというのを受講しました。その中で読売新聞の研究室の主任研究員の榊原智子さんが講師で、求められる子育て支援政策ということで講演いただきまして、なるほどなと思いました。すばらしい方で、実際に自分が子育てをしながらの体験を踏まえて、求められる政策について講演いただいたのです。今さらながらに、子育てをしながら、やはり仕事を両立する女性というのは大変だなと

いうのを実感しております。

学んだのは、当時待機児童ゼロ問題とか杉並区でもって言いましたけれども——区長さんが、やはり子供は家庭で育つのが一番だと。何事だと。女性の活躍の時代だ、少子化対策だといって国はやっぴながら、実際には我々、就職氷河期にせつかく就職した職を辞めて家庭に入れというのかということ、かなり全国的にニュースになったのは記憶に新しいところ。そんなのを踏まえて、このような冊子でいろいろやっていただいたのですが、私はその中で学んだのは、海外の事例も含めてなのですが、労働分配率というか、女性が労働する率の高いところほど出世率が高いというデータが出ていますということが1つと、やはり全ての親子の支援を必要とする時代なのだというまとめがありました。

これは私、強烈に耳に残ってしまして、今回の質問につながっているのですが、今ほどの答弁を聞かせていただく中で、市としては、こういった学童あるいは保育園の受入基準指数表というのがありまして、非常にこれはいい指数表だなど、申し分ないなど、私もつぶさに見させていただきました。これにのっとして、さらに今市長答弁のあったように、個別の事案に対しては丁寧に、親切に、真摯に受け止めてやるということで答弁いただきましたので、私は申し分ないのですけれども、市長の今言ったお話を、ぜひ徹底していただきたいし、共有化していただきたい。職員全員がそんな考え方を持っていただければという気がします。

なぜならば、基準ではやはり年長、例えば学童を言わせてもらえば、3年生から4年生、4年生から5年生になると限定になるわけです。大きいから面倒見なくてもいいでしょうというのがあるのではすけれども、その子供にとれば、実際には線は引けないわけです。同じ4年生でも違ふと思うのです。早生まれ遅生まれもあるだろうし、またその成長の具合もあるだろうし、その家庭ごとに違ふと思うのです。じいちゃん、ばあちゃんの事情も違ふだろうし、距離的なこともあるだろうし、勤務形態もあると思うのです。そういうことで、非常にいい対応をしていただいているなというふうにも考えました。共有化、要するにそういったことを真摯に受け止めて、ただ杓子定規に線を引くのではなくて、個別に相談に乗るというのをぜひ、徹底していただければというふうにも思っています。

それで、今働く人は多様化しています。土日休みだけではないです。土日働いている方もいっぱいいらっしゃいます。それで子供を抱えていらっしゃるという方がいるのです。土日に働いている方のためだと思ふのですが、今市内で土曜日の受入れというのをやっていると思ふのです。保育園だと思ふのですけれども、この辺は実態がどのようになっているか。私、調べたところによりますと、何か令和2年と令和3年を比較しますと、受入数が相当伸びているのです。373人が586人、213人増えているというような報告が出ているのですけれども、この辺の分析というか、内容、お分かりでしたらお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 女性の働きやすい職場環境について

土日に働いているお母さん方のためにこの休日の受入可能の保育園の実態、これは最初私のほうから言って……。今お話しいただいたみたいに人数は伸びているのです。373人から

今 213 人増えて、586 人。土曜保育は公立では 4 園、これに冬季では石打地区の上関保育園が追加されて、5 つの園になりますけれども、私立では 9 園全てで行っているということです。休日保育はたんぼぼ保育園、1 園の状況です。

利用者登録していただいた保護者が申し込むことで利用可能ということです。これはいろいろ制限もあって、利用条件は父母が、休日就労によって保育できない場合となっている。これが条件になっているので、利用した際には 1 週間以内に代替の休日を取得していただくことになっているということです。令和 3 年 4 月の利用者が大幅に増えているということがあるのですけれども、これは前年の新型コロナウイルス——昨年ですね、これで非常に混乱しました。このときに家庭保育をお願いしたということがあって、利用を自粛された保護者が多くてということもあったそうですが、現在はそれが元に戻りつつあるということです。もうちょっと細かく説明しますか……（何事か叫ぶ者あり）よろしいですか。

○議 長 4 番・吉田光利君。

○吉田光利君 女性の働きやすい職場環境について

分かりました。新型コロナウイルスの影響がこんなに数字に出るのかというふうに、私、今びっくりしたところでした。先ほど介護の話でちょっと出た内容と重複するかもしれませんが、学童で基準を満たさないためやむなく転職とか離職になった——辞めない人もいると思うのですけれども、その辺はつかんでいらっしゃるのでしょうか。学童についてはです。

○議 長 市長。

○市 長 女性の働きやすい職場環境について

これにつきましては、吉田議員、担当のほうに答えさせます。教育部のほうから答弁させます。よろしくをお願いします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 女性の働きやすい職場環境について

学童の要件に合致せず、やむなく離職、あるいは職種替えなどをした数ということですが、実際個々の要件いろいろありますので、それぞれが何人という言い方はちょっとできかねますけれども、全員を足して、恐らく 15 人ほどではないかというふうに思っています。申込み者の大体 2% くらいがそういう方に合致しているのではないかというふうに思っています。

私ども、基準として低学年を優先、あるいは障がいのある子供を優先、あるいはひとり親家庭を優先というような、優先順位をつけて、入所の受入れを判定しておりますけれども、高学年の方でどうしても、先ほど市長の答弁にもありましたように、学童のほうの人材不足でやむなくお断りをさせていただいたという方が、そのくらいいるのではないかというふうに考えております。

○議 長 4 番・吉田光利君。

○吉田光利君 女性の働きやすい職場環境について

私も仕事から、いろいろな接触がありまして、働くお母さんを抱えている関係も結構いら

っしゃいますので、いろいろな情報が入るのです。数がどうのこうのつかんでいるわけではないのですが、8時間勤務を7時間にしたとか、実際にはフルタイムで正社員になりたいのだけれども、今言ったように預かっていただけないので、パートのまま契約を継続しなければいけないというのを何例か聞いています。これが先ほど言ったように全てに、子育てに責任を持つという方針を持って取り組んでいただければなという気がしますので、よろしくお願ひしたいと思います。この15人が、仮の数字かもしれませんが、ぜひ、ゼロになるように、皆で取り組めればというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2番目の介護の関係で質問させていただきます。2番目の介護についてでございますが、いろいろな課題をご説明いただきました。施設の関係とか、いろいろあるとは思いますが、最初に市長の答弁の中で、職場を離れる実態と介護施設の受入れということがありますが、職場を離れる中で、あまり想像より少ないという数字になっています。職場を離れたというのが――介護のために退職した人が、先ほど8.8%というような話ですので、思いのほか少ないなというのが実感なのです。

ただ、私もこれですね、先ほど話したのは。この内容なのですけれども、これをよく分析しますと、実際には休暇を取ったり、介護休職を取ったり、パートに切り替えたりという調整をしているのです。その職場を辞めないけれども、というのがかなり中身としてあります。私が言いたいのは、今、介護によって仕事を辞められる人が少ないというデータに惑わされず、完全な就労をできるような形をぜひ、頭に入れて取り組んでいただきたいと私は思っています。これは非常に中身のあるデータだと思ひまして、1,000人から取っているような感じがしまして、一つ一つ見ると非常に興味がありました。なかなかいい資料だなと思ひましたので、これをちょっと感じましたので、ぜひ、そんな観点から取組をお願ひしたいと思ひます。

あと、いろいろなやはり介護については、市民からの声をいただくのですけれども、そんな中でどうしてもやはり受け入れてもらえないと、どうしようもないということで、県外の施設にお世話になっているのを耳にします。この辺の県外、市外の施設に預けざるを得ないという、その数字的なものというか、実態というものは市としては何かつかんでいらっしゃいますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 女性の働きやすい職場環境について

これはすみません、間違っていたら申し訳ないのですけれども、中沢道夫議員から1回質問されたことがあるような気がしていますが、そのときもちょっとお答えしたかもしれませんが、間違っていたら申し訳ありません。

これにつきましては、県外施設に行っているこの実態――やはりそうですね、3月議会だったと思ひます。大きな情勢の変化はそれ以降ありませんが、実際の市外介護施設の入所状況は3月末現在で145人。内訳としては特別養護老人ホームに45人。市外です。この45人

のうちの 33 人は湯沢にあります、ゆのさと園です。私の兄弟もそこで施設管理をやっておりますが、状況はいろいろ聞きます。うちからもいっぱい行っているわけです。そして介護療養型医療施設・介護医療院というものに 17 人、介護老人保健施設に 21 人、特定施設入所者生活介護、ここに 62 人。この 62 人のうち、45 人は群馬県の介護付き有料老人ホーム、ベルジ武尊、こういったところへの利用者であります。そのうち、特別養護老人ホームの申込み希望者は 9 人となっています。身の回りにもここに行っている方というのは話も聞きますし、よく県を越えて、この体制を何とか改善していかなければならないという話を聞くのは、数字のここの表れです。

○議 長 4 番・吉田光利君。

○吉田光利君 女性の働きやすい職場環境について

分かりました。これはいろいろなやはり介護については課題があるし、問題があると思います。深刻な介護人材不足ということで、市としてもいろいろな手立てをしていると、議会にも出ていましたけれども。提案というか、いろいろな難しい問題があると思うのですが、やはり少子化で人口減というのは避けて通れないのです。高齢化も避けて通れないと思うのです。

外国人ですね、技能実習とか、特定技能とか、外国人の受入れは緩和されています。平成 29 年に技能実習に介護が入りました。特定技能は当然もう介護は入っていますからあれですけども。そういったことで、外国人の採用もやはり視野に入れるべきかなと、今後ですね。そういうことも考えなければいけないし、また何かやはり介護人の負荷が大きいのだったら、負荷を軽減させる策もあると思うのですが、そんな何かいろいろなやはり市としても考えていらっしゃると思うのです。その対策というか、軽減策というのがありましたら、お伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 女性の働きやすい職場環境について

外国人の採用の件、これは介護事業者がどのような人材を採用していくかについては、それぞれのやはり事業者さんの採用方針によるものと考えていますので、市として外国人に限定した採用を積極的に進めていこうというのは、ちょっと今のところ取っていないということです。国や新潟県ではこの外国人人材確保策を積極的に支援する方針というふうに、もううたっていて、既に新潟県が介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入れを、受け入れたいという施設に対しての補助——これは生活費とか学費の一部も含めて、こういった事業や修学資金の貸付けなども行っています。各事業所が外国人人材を採用したい意向があれば、新潟県の制度を活用していただくように、私どもはそういう中継ぎもしたりするということでもあります。

市内の状況をちょっと申し上げます。南魚沼市の状況としては、今後大勢のこういう介護に関係する職員が定年退職を迎えるという時期が来ます。誠にいろいろな課題があります。外国人を積極的に採用していくという考えがある法人もありまして、市内にです。今年 4 月

に4名の外国人の方を採用したということであります。外国人留学生が採用になるまでには、日本語学校に1年から1年半、そして介護福祉士の養成施設に2年通ってからというものがついているのです。になりますので、法人の規模によってはそこまで対応できないということがなかなか実情になっているということです。南魚沼福祉会、我々にとって非常に身近であります、ここではベトナム人介護福祉士採用プログラムの有料職業紹介制度を利用して、人材確保の取組を行っております。令和3年度はベトナム人の職員を4名、先ほど言ったとおり。みなみ園に2名、そして先ほど言った湯沢のゆのさと園に2名配属ということです。

実は私の先ほど言った兄弟も——ごめんなさい、個人情報で申し訳ないですが、ゆのさと園に勤めていますが、まことに優秀な人達だそうです。日本語はもう完全に、漢字はなかなか難しいけれども、本当に素晴らしいと私に教えてくれていました。2名行っているわけです。ごめんなさい、日本人以上に日本的だという評価だそうです。この1年、1年半、加えて2年の福祉施設等の研修で、これほどまでに日本語をマスターしたり、日本の空気というか、いろいろな常識とかそういうことも身につけて現場に出てくることに感動すら覚えるという話をしていました。そういう状況でございます。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 女性の働きやすい職場環境について

今の外国人の話聞いて、すごいなと思いました。やはり日本人も負けていけないなという感じがしました。実はゆのさと園は私の母親がそこでお世話になったという経緯があります。これは私ごとです。

介護人材確保緊急5か年事業というのが、いろいろ市としても取り組んでいますが、まだスタートしたばかりでしょうけれども、何かちょっとそれについての反響とか手応え的なものが、もしおありでしたらお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 女性の働きやすい職場環境について

ありがとうございます。今年度、皆さんからもお認めいただけて進めさせていただいている介護人材確保緊急5か年事業であります、市内の介護サービス事業者の方々からは非常にありがたいという声を頂戴しています。またある法人からは、この支援金があることによりまして、PRに使っていると。そういう意味も含めてやってくださいということでやった制度ですから、当たり前なのですけれども、首都圏への呼びかけなどもしたい、またしているという話もありました。5月末の申請状況ですが、今、新規・移住定住就職支援金、これに5件、それからカムバック支援金、これもやりました。これは1件。あとはケアマネエール支援金です、これが32件となっています。あとケアマネスタートお祝い金というものも設けているわけですが、これは12月からの受付になります。まだなのです。試験がまだこれからですから、12月、これも期待しています。

4月に始まったばかりの制度ですので、まだ手応えというものははっきり分かりませんが、申請状況などを見ながら、必要に応じて要件などの見直しを図ったり、また介護人

材確保が進むよう取り組んでまいりたいと思います。これで足りるのか、こういうことだけでは根本的な解決にはならないと判断するときがあるのか、分かりませんが、今のところはこういう状況になってございます。

以上です。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 女性の働きやすい職場環境について

すごい出だしたなという気がしました。これも立派な差別化ではないですかね。市としての取組の、女性が働きやすい環境に対しての支援だと思います。

続きまして、他市町村との差別化した支援策について再質問させていただきます。独自にどうだというのはないというようなお話でしたが、私はいろいろあると思うのですけれども、例えばほのぼのの広場とか、ああいうものも立派な差別化のような気がします。この辺も何か今反響とか手応えがあれば教えていただきたい。

あとどうしても子育てになると、1回リタイアするという人が多いのです。そして復職するという形になると、やはりハンデがあるのです。新しく正規雇用になるという形にするには、やはり勉強しなければいけない。訓練センターに行くとか、そういったことをやはり独自に支援するようなことも1つの方法だというようなことをいろいろ国会でも論議されていますが、その辺について市長のほうのお考えがあるかどうか、お伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 女性の働きやすい職場環境について

いろいろのやり方があるのではないかと、まさにそういうことがあって、働きやすさに、継続という意味も含めて、難しいのだなと。女性はそういうところ大変だなというふうに本当に思います。がゆえに、先ほどのイクメンではありませんが、男性の、一緒にそういう大変さを分かち合おうということの制度とか、先ほどの企業のハッピー・パートナー制度とか、様々やはりやっていかないと、1つのことでは解決しないような気がします。ベビーシッターや、例えば託児の支援の問題も取り組むとか、いろいろあるのではなからうかと思えます。

その1つに子育ての駅をあげていただいてありがとうございます。ああいうことも、若いお父さんの利用が増えているということも含めて、何か育児とか、そういったことに対する夫婦間の理解というか——私はそういう父親ではありませんでしたが、反省も含めて、そういうことを今、いろいろいいなというふうに思います。そういう中でいろいろな制度が組み立てられていけばいいのではないかとというふうに思います。ちょっと答えがまとまらなくて申し訳ない。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 女性の働きやすい職場環境について

いろいろ継続的な内容だと思いますので、南魚沼市のオリジナルの、他の市町村と比較しても目玉的なということではないのですけれども、ぜひ、心がけた支援策というのを検討いただければなというふうに思いまして、4番目のほうに移らせていただきます。

管理職の件なのですけれども、冒頭にお話ししましたが、5月15日の日経新聞にトップ記事から3面くらいにわたって、この女性管理職のことが掲載されていました。その中で面白いデータがありまして、紹介があったのですが、新潟県は管理職の比率が43位なのです。それで1位が徳島県、2位が熊本県、3位が高知県なのです。全国的に見ると西高東低なのです。明らかに西高東低なのです。これは何か裏がやはりあるのだそうです。東のほうというのは、1世帯当たりの人数が多いのだそうです。要するに子育てが多いのでしょう。家庭に子供が多いのでしょう。それもあると思うのですが、それと多いから子育てにやはり携わらなければいけないから、管理職は避けてしまう、辞退してしまうということがあらしいです。

1位の徳島県とかはそんなに高くなかったのです。いろいろなやはり手を打ったのだそうです。啓発をやったりして、いろいろな人材育成をやはりやったと思うのですが、そうしたらいきなりトップに出たということだと思います。やはり行政が旗を振ったり、県がその気でもってやれば、やはり数字的には上がるのかなというふうには思っています。でも、徳島県の1位が20.1%です。新潟県が14.1%です。管理職、いわゆる課長以上という感覚です。先ほど市の内容は市長のほうからお話しいただきましたが、内閣府の調査によると、管理職は男女にかかわらず、適任者になるべきだという声があると、私もそのとおりに思うのです。男女は関係ないです。逆差別になります。ただ、実際に統計学的にいて、男女の人数の割合はフィフティ・フィフティのわけなのだから、今の比率ということはありません。

私実際に実務でやりながら、女性は優秀だなと思いました。すごく管理能力が高いというふうには私は実感しています。ただ、これは私の意見なのですけれども、そんな中で、もっとどんどん意識した登用も必要ではないかと。登用すれば能力を発揮して、それは市の生産性を高めたり、あるいは市役所でいえば作業効率が上がったり、市民の受けがよかったりという形にもなると思うのです。やはり率先して登用の取組、啓発活動が必要だなというふうには思うのですが、この辺について積極的な意識した登用とか、啓発活動について、市長のほうからもう一度所見をお伺いします。

○議長 市長。

○市長 女性の働きやすい職場環境について

市役所のことで答えます。私、聞いていて、そうだけれども、率の問題からいったら、どうなのかなと思って、頭の中をぐるぐるしている問題は——例えばうちの市だと、ほかもそうかもしれませんが、保育園があります。保育園のいわゆる管理職というふうには置かれていないのですけれども、園長さん方は皆女性なのです。これはまさに管理職的な皆さんであります。身分的に今まだそういうことが定まっていなから言えませんが、そういうことを考えると、非常にものにはいろいろ違う見方があるなというところもある。

加えて、先ほども言いましたが、4年半前から、自分が市長になってから、なるべく毎年この人事配置について、女性の登用というか、そういうことは思ってきたつもりですし、

庁舎の中でもそういうことをすごく心を砕いてやっています。が、まだ依然として——大変申し訳ない。大分変わってきましたが、その職にという打診がある場合に、やはり嫌がる傾向があるのです。これはやはりいろいろな意味で、社会のそういう考え方とか、習慣とか、悪弊とも思えますが、そういうところが改善されていかないと、なかなか難しい。加えて意識的な登用の方向性を同時にやっていくこと、これが大事だろうと私は思います。そんなことを思っています。

決してその立場で女性だから、男性だからということ考えてもいないつもりですし、加えて、これから先ほど言った職員の比率が一般職も含めてずっと上がっていきます。上がっていきますよね、当然。今採用、女性と男性、半々くらいではないですかね。加えてそういうことが進んでいきますので、今まだそういう意味の過渡期ではなかろうか。時代はもう既に完全に女性の登用云々を議論する、もうそういうのを時代遅れだと皆が思っていると思っています。

○議 長 市長。

○吉田光利君 女性の働きやすい職場環境について

市長のおっしゃるとおり、私も同感でございます、こういう議論をすること自体がもう時代遅れだという気がしていますので、分かりました。

最後の質問です。もう二、三年前だと思うのですが、行政区の女性役員の確かアンケートなどを総務課のほうでやられたと聞いてまして、それで女性の区長さんとか、あるいは班長さんとか、副区長さんとか、いろいろ役職があると思うのですが、非常に少ないような気がしたのです。その辺の何かいろいろな背景があると思うのですが、分析とか感想とかがありましたら、最後お伺いしたいのですが。

○議 長 市長。

○市 長 女性の働きやすい職場環境について

これも前からよく議場でも出る話ですが、行政区の女性役員の調査アンケートというのをやはりやっています。この中で、令和2年度の秋の行政区長会の会議で行ったアンケートでは、行政区長の女性登用率、これは0.9%。悪いのですけれども、ほとんどいないということなのです。市のほうで役員と規定している区長さん、それから副区長さん、会計の方、それから評議員の方など——私の地元ではこれ、評議員という言い方はしませんが、いわゆるそういう選ばれた方々を全部見渡すと、女性の登用率は4.4%。増加傾向にありますが、まだ少ない状況だということです。

これはどうしようもない、登用の問題なのかなと私は、そもそもこの議論をすると、前から少し違和感があっというも聞いているのです。何か我々が給与別——ちゃんとした仕事、職としての登用と、このそれぞれの村々というか、集落の長い歴史観や、なかなか変わっていかない、言葉は悪いですが、家主的な、そういうようなところ、そして私のうちでもそうですけれども、はっきり言って赤裸々に言えば、「そんなのお父さんがやらなければおかしいことだ」という言い方です。別にその中に差別感とか、男女の何かそういう問題が

あるわけでも何でもないので。そういうところだと思うので、あまり登用というような在り方の中の数字にこれをいつまで話して——ここが高まっていけばいいです。そういう社会になってほしいのですけれども、そういうところの議論なのかなと、私はちょっと前から懐疑的なのです。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、吉田光利君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を3時35分といたします。

〔午後3時18分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後3時35分〕

○議 長 傍聴の皆様、大変ご苦労さまです。

○議 長 質問順位11番、議席番号2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 傍聴の皆様、大変ご苦労さまです。議長より発言を許されましたので、一般質問のほう、させていただきたいと思います。本日は大項目3点についてお伺いいたします。

1 介護人材確保緊急支援事業の障がい者施設への対象拡大について

壇上からはまず大項目の1点目、介護人材確保緊急支援事業の障がい者施設への対象拡大についてということをお願いいたします。

南魚沼市では不足する介護人材の確保に向け、介護人材確保緊急支援事業として、介護職員初任者研修の支援や、新規・移住定住就職支援金支給事業、あるいはカムバック支援金支給事業、ケアマネスタートお祝い金支給事業等を実施しています。これらの事業については、先ほど4番議員の一般質問でも現在の5月末の実績等も市長のほうからお話がございましたように、介護人材の確保や定着への効果が期待できる政策でもあり、人材確保と市内の介護施設等の運営の安定にも寄与するものとして、大いに期待しているところでございます。

しかし、市内の障がい者施設についても、介護施設と同じように人材確保は施設運営上の大きな課題となっています。加えて、市内の主要な事業所においては、対象者への継続的なケアを実現するため、介護施設とともに障がい者施設についても同時に運営しながら対応しているため、介護施設のみを対象とした支援事業への対応も含め、両施設間の職員の異動や、新規の採用者の配置等についても難しい対応が求められるという状況にもございます。

また、介護対象者の状態や障がいの内容等、これには若干の違いはあるものの、そのケアには共通するスキルも多く求められるとともに、市が大きな目的としている、新規や移住定住による就職支援という観点からも、これらの事業の対象を障がい者施設にも拡充すべきではないかと思いますが、これについてのお考えを伺いたいというふうに思います。

壇上からの質問は以上とさせていただきます。

○議 長 梅沢道男君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市長　それでは梅沢議員のご質問にお答えしてまいります。

1 介護人材確保緊急支援事業の障がい者施設への対象拡大について

まず、最初の1点目のこの介護人材確保緊急5か年の支援事業、これを障がい者施設の皆さんへも対象を拡大したらどうかというお尋ねです。まずは検討の前提として申し上げたいと思います。介護人材確保のためのこの緊急事業の補助金については——ちょっとごめんなさい、私が読み違えている。失礼しました。ちょっと元へ。申し訳ありません。

介護人材確保のための南魚沼市介護人材確保緊急支援事業補助金、これについては、平成30年4月に創設して、昨年度末までにこの介護職員初任者研修、そして介護職員実務者研修の費用を36人の方に補助してきたということでございます。南魚沼市内において、障がい者の入所施設は特に今高齢化が進んでいて、介護におけるスキルは重要な課題であると考えます。議員のお話のとおりだと思います。

また市内には高齢者施設と障がい者施設を複数経営しているという法人もあります。当然、法人内での人事異動もあるということから、研修の補助を高齢者施設に限定するということは、人材育成の観点からも再検討すべきと考え、先般、障がい者施設に対しまして、介護職員初任者研修及び実務者研修の受講希望職員の有無——そういう方がいるのか、いないのかということにつきましてお尋ねしました。特に65歳以上の高齢者が入所している障がい者施設においてはその希望が多い。そして複数の希望者がいるとの回答をいただきました。障がい者施設でも高齢者施設同様に専門的な人材確保が必要であると考えております。専門的な人材の確保は障がい者、また高齢者の支援にも重要であるということから、今後本事業の対象者について見直しを含め、前向きに検討していきたいと考えております。

先ほどお話をいただいた新規・移住定住就職支援金の支給制度、カムバック支援金の制度、ケアマネスタートお祝い金など、お話があったところですが、この4月からスタートしました。緊急5か年、これらがどういうふうに進んでいくかということです。制度はつくりましたが、これで果たしていいのかどうかとか、検証を加えながら、5年間まずはやってみようということでございます。障がい者施設については、本年度既に新規事業者が2か所開設を今してまして、秋以降に開設予定の事業所が2か所ありますが、いずれの事業者からも人材確保が難しいという話は、今のところまだ市はいただいていないという状況です。また、令和2年の夏にこの第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定に伴いまして、市内の全法人に対しアンケート調査と対面によるヒアリングを行いました。夜間や早朝などの一部時間帯において応募が少ないため、工夫して募集しているとお聞きしているところですが、現在、人材が不足して、事業所の規模を縮小しなければならないといった相談は、今のところまだいただいていないという報告を受けています。

障がい者のケアマネジャーというふう当たるかと思う、相談支援専門員による計画の相談ですが、平成24年からスタートしてまして、市内には4つの相談支援事業所があります。計画相談が始まった平成24年の当時は1事業所のみだったため、大変計画相談が混み合った時期というのもあったというふう聞いておりますが、その後、市内の3事業者によ

り、ご理解いただいたり、ご協力いただきまして、現在は4事業所で計画相談の作成を行っているということです。

現在は月1回、相談支援事業所連絡調整会議を開催して、相当数の調整などを行っているということです。この会議の中でも負担が大きいか、担当の相談支援専門員が見つからないために、計画相談が遅れているといった話は今のところ市は把握していないということです。そのため、今回の先ほど申し上げた、介護人材新規・移住定住就職支援金、この支給事業、そして介護人材カムバック支援金の事業、ケアマネスタートお祝い金支援事業などにつきましては、まずは私どもが人材が逼迫していると位置づけている——これもアンケート調査等の結果をもってやったのですけれども、この高齢者分野からと考えておりまして、まさにこの4月からスタートさせたと。障がい者の分野の皆さんにつきましては、今後の状況を見極めた中で適切に判断してまいりたいと考えています。

私宛てにそういう施設を運営されている方から、非常に素晴らしい介護人材のほうのやつは市が進めてくださいましたねということで話を伺ってしまして、今、議員がご提案いただいているこの今の障がい者の皆さんのところにも、ぜひ、光が及ぶようにという話を受けています。状況をいろいろ勘案しながら、急ぐ必要があれば、これは果敢に取り組むべきことがあれば、やらなければならないというふうに考えています。今のところ状況を見たり、まずは先に進めるべきだと考えた介護のほうから始めているというふうにご理解をいただければと思います。

以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 介護人材確保緊急支援事業の障がい者施設への対象拡大について

ありがとうございました。今ほど、介護職員の初任者研修については障がい者施設のほうにも該当を広げる方向で、今検討をいただいているということで、本当にそうなのです。ここに初任者研修のカリキュラムがあるのですけれども、この中の実は赤字部分、これが障がい者の障がいの理解ということで、カリキュラムの中でも、これはもちろん介護施設、障がい者施設、区別なく人材育成ということでカリキュラムを組まれています。そういう意味では、そこでスキルアップしていくと。特に市内の介護人材も含めて、障がい者施設も含めて人材の確保という部分では、ぜひ、そういったことをご検討のほど、よろしくお願ひしたいというふうに思っています。

また今ほど新しい施設が立ち上がるが、そういう中で人材不足というのは今のところ聞いていないというふうなお話がありました。これは施設を立ち上げる前提条件として、職員の確保というのは、これは大前提になるわけですから、スタート時点でもう足りなくて困りますという話には、これはもちろんならないように施設の立ち上げは進めているということですから、そういうことなのです。ただ、いろいろやはり施設のほうに聞いてみますと、介護と障がい、市長がおっしゃいましたように、大変関係関係といいますか、ダブる部分もございまして、市内の主要な法人はその両方の施設を運営している。両方の施設というのは、障

がい者施設と介護施設、これは本当に共通に重なる部分も多くございまして、それらの方たちのケアを将来にわたって継続していくということになると、どうしても両方の施設がないと、充実した対応ができないという部分がございます。そういう意味で、事業者の皆さんは人材確保も含めて、一生懸命対応していただいている。

やはりお話を聞きますと、介護施設のほうの介護職員の不足というのは、これはもちろん市のほうも調査して、大変な人数が不足しているような話も把握をされていると思います。障がい者施設もやはり今現在そこで、例えば閉めなければいけないとなってからではもう手遅れになるわけです。そういう意味では、ここの議場の中にも、例えば私も含めて、段々と年を取って、老人の域に達して介護の必要がある、そういう年齢というのは誰もがやはりなっていくのですけれども、社会の中で、では障がいを持った方ということになると、日常茶飯事にずっと皆の回りにいて、そういう方たちのケアをしながら——皆が関わった経験を持っているかという、なかなか老人介護とは違ってそうっていない。そういう中で施設のほうもやはりそれぞれの人材の適正というのもやはり人間ございまして、そういう意味では定着性とか継続性というのは、介護施設よりも障がい者施設のほうが難しいという点もございます。ですから、そういう意味では、施設内で両方をきちんと運営していくというのは、なかなか大変なことだと思うのです。

ただ、障がい者の場合は障害者総合支援法のくくりの中で対応していくことになりまして、介護のほうは介護保険法の中で適用していくことになりまして。ですが、ここには大分重なる部分もございまして、対象者や提供するサービス、例えば障害者総合支援法という、障がい福祉サービスの中の居宅介護、これらは内容としては介護を必要としている人に対して自宅で入浴とか食事、それから排泄に関するケア等を行うサービスなのですけれども、これを介護保険でいえば、訪問看護、これイコールなのです。障がいを持った方、障害者総合支援法で対象となっておられる方も、例えば65歳以上になったときに介護認定を受けると、介護保険法のほうが優先しますから、そういう意味では障がいを持って、障害者総合支援法の適用になる部分と介護保険法の適用になる部分ということで、両方のサービスを介護保険法にある部分で受けるということになっているわけです。

ですから、そういう意味ではその職員といいますか、職場の体制を介護で分ける、障がいは別だというあたりが、これらの今の実態と——ただ私が言いたいのは、今の制度、これは本当に先ほども4番議員のところでも若干市長もお話になりましたが、介護人材確保緊急5か年計画ということで、ここでまた新たに手をつけていただいて、そういう意味では本当に逼迫している今の介護実態の中で本当に大きな効果が出ることを期待していますし、既に先ほどお話をいただいたような効果も出てきているということです。

ただ、その中にはどちらかという、介護というのは皆さんが身近に感じる。どこのうちにも親は段々年を取って介護状態になっていく、これはもう順番ですから。そういうことですけれども、なかなか障がいのほうが介護と同じに論じられるかという、社会の実態といいますか、皆が関心を持つ度合い、ここも残念ながら若干違うという状況がございます。そ

ういう中で、お話を聞いたり、調べれば調べるほどその共通性というか、障害者総合支援法だけでなく、プラス介護保険法にリンクするところ、そういう中で市の支援もそこで同じような職種や、今そういう意味では初任者研修については、幅を広げていただけるという方向で検討が始まったようです。しかし、まだこの介護人材確保緊急5か年事業も今年始まって、5月に受付を開始しただけということで、そういう意味ではこれからの事業というのがあります。今後やはり今年の実態ですとか、あと、先ほどのお話ですと、法人のほうからも市長のほうにそういう話が上がっているというようなお話もなさっていましたので、こういう実態が職場にあるわけですから、その辺の実態をよく把握していただいて、ぜひ、この問題に少し検討や——まだ初年度ですけれども、同時に検討しながら、早めの結果といいますか、そういう方向に向けて検討が必要ではないかというふうに思うのですが、その辺についてちょっとまたお聞かせいただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 介護人材確保緊急支援事業の障がい者施設への対象拡大について

なので、先ほど最初の答弁で言った、一番後半のほうに話しているつもりなのですが、今やっている介護のほうから優先してやりましたが、そのときにいろいろこういう議論もできていけばよかったのですが、我々としては、そのアンケート調査等によって、例えばケアマネジャーさんが何人少ないとか、介護の職種が何人少ないとか、実態調査をやってきて、これではいけないということから始まって、まずは今年度、介護のほうを始めました。

加えて先ほどご意見をいただいた、そういう施設を運営している方からの話も、これは誠にそういうことがあれば、やはり検討すべきだというふうに思いましたので、私としては先ほど答弁したとおりであります。加えて担当課、担当部のほうには検討するよという話を、もう既にしています。なので、これを必ず来年度とか、やるかどうかということまで、まだこれはちょっと回答を求めないでください。しかし、十分そのことを、そういう課題があるのではないかという話を共有して、今庁内では探っているという言葉は悪いけれども、これからどうすべきかということを検討するよという話をしています。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 介護人材確保緊急支援事業の障がい者施設への対象拡大について

分かりました。もう既に庁内では検討していただいているということで、これはもう検討結果がまたどうなるかというのは別問題ですので、ぜひ、こういった課題もあるということで、ご検討のほう、鋭意進めていただければというふうに思います。

2 新生児聴覚検査費等の助成について

続きまして大項目の2番、新生児聴覚検査費等の助成についてということで伺いたいと思います。

聴覚障がいについては、現在では本当に早期発見による適切な支援で、健常児とほとんど変わらない日常生活を送ることが可能となっています。しかし残念ではありますが、様々な事情により聴覚検査を受けられない新生児がいるということも一方では事実です。国はこの

ような状況の改善に向けて、全ての市町村に対して新生児聴覚検査の実施に積極的に取り組むとともに、検査の意義と周知や啓発等の実施、これを求めています。その実現に向けて平成 19 年度の地方財政措置で少子化対策に関する地方単独措置ということで、地方交付税措置による大幅な拡充についても行っています。これを受けて県内では 7 市町村が公費負担を実施していますし、お隣の魚沼市では今年度から検査費用の全額負担に踏み切りました。そういう意味ではこのような状況の中、当市においても少子化対策の 1 つでもある新生児聴覚検査の助成制度を整備すべきと考えますが、お考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 新生児聴覚検査費等の助成について

それでは、梅沢議員の 2 つ目のご質問の新生児聴覚検査費の助成についてを申し上げます。かなり専門的な角度から回答をということではありますが、少し時間を頂いてよろしいですか。短いほうがいいですか……（「短いほうがいいです」と叫ぶ者あり）そうですか。

実際、例えば人工内耳用のイヤーマールドの話とか、かなり具体的なので、ちょっと私が答弁するにはという思いもあるのですが、基本的なスタンスとして、やはり本当にそれが必要かどうかということは、検討はやはりしていかなければならないというふうに思います。ただこれを、ほかのすぐ隣がやったからやるということ、そういう比べ方というのはなかなかできないと思っているところもあって——決してそんなことではなくて、本当に必要であればという思いであります。もしよろしければ、質問の中でまたやり取りをできればと思います。

以上です。

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 新生児聴覚検査費等の助成について

今ほど隣がやったからというお話がございましたが、隣がやったというのは、たまたまここでちょうど一般質問前にそういった報道もございましたので、例で挙げたということです。ただ、この問題については、厚生労働省が平成 19 年 1 月 29 日付で新生児聴覚検査の実施についてということで、通知を発送しています。この中でいろいろあるのですが、具体的に厚生労働省は各自治体に、地方交付税による主要な財源の大幅な拡充を実施するからこれをやれという中で、管内の全ての新生児に対し、新生児聴覚検査が実施されるように努めること、また新生児聴覚検査に係る費用について、公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を図ることということで、まだ細かいことでまだまだ指定していることがありますが、そういった文書ももう発布されています。これがもう平成 19 年です。通告の中でも平成 19 年にそういうことで交付税も拡充したというお話もさせていただいています。

そういう中で、これまで補助だったのを、この中で先ほど言った包括算定経費の単位費用、その中の少子化対策費として、交付税措置で大幅な拡充したと。ついてはこういったことでやりなさいということになってくるわけですね。それが平成 19 年ですから、そういう意味では大分年数もたっているという中で、交付税措置までやって、費用負担もしますよという中で

すから、例えばその辺の費用も含めて、ぜひ、ここは本当に——新生児、早いうちだと、例えば耳が聞こえなくて、人工内耳の子供でも早ければほとんど健常児と同じような生活が営まれるという状況にもなっているわけです。これについては、かなり年数もたっていますので、ぜひ、ご検討いただきたいというふうに思うわけですが、これについてお考えありましたら、お願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 新生児聴覚検査費等の助成について

この件につきましては、私からいろいろ細かく話をしても、これは当然担当課といろいろ話をして、答弁の内容というのは考えていますが、基本的な観点は今ほどお話のとおりの部分も本当にあると思います。ただ、これを本当にやれるかどうか。またいろいろちょっと課題もあるところも——担当課というのはやはりいろいろ考えているのです。なぜやらないのかというと、やりたくないからやらないとか、そういうことはないのです、全てにおいて。いろいろなやはり理由があったりするのです。この辺のことをクリアして、当市としてそれに立ち向かえるかということになろうかと思えます。これはちょっと担当課、もしくは担当部、そちらからちょっと答えながら、必要があれば議論を深めていただければと思います。回答させます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2 新生児聴覚検査費等の助成について

まず実数を把握しているところなのですが、新生児聴覚検査の未受診者数を持っておりまして、平成 30 年度が 2 人、令和元年度が 1 人、令和 2 年度が 2 人だったのですが、これらの方々の理由なのですが、経済的な理由なものではなかったというのをひとつ捉えているところでございます。ただ、今のところご存じのように助成制度創設の計画はないですけれども、今後その経済的な理由によってこの検査を断念するというようなことがないようにしなければいけないというふうには部内、課内では考えておりまして、助成の方法がどういったものなのかというのは、今後検討しなければならないだろうというようなことは考えているところでございます。

以上です。

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 新生児聴覚検査費等の助成について

分かりました。ただ、ここで言いたいのは、国もこういった通知を發布して、交付税措置もする。県内でも全額負担は魚沼市だけなのです。ほかには 5,000 円、6,000 円ということで、恐らく交付税措置の範囲といいますか、市の負担ということではなくてやっているのではないかというふうに思っているのです。この中で国も新生児聴覚検査に係る費用について公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を図ることということで具体的に指示して、そして交付税措置までしているわけですから、そこはやはり市としても、ちょっと前向きに、市が独自で単費でやるとかということではないわけですので、検討していただきたいというふう

に思っています。これはまた今の状況ですので、今後ぜひ、この問題については、一歩も二歩も踏み込んだ中でご検討いただきたいということで、小項目の2番に移りたいと思います。

当市では聴覚障がい者に対して、補装具費の支給制度ですとか、軽度・中等度難聴児の補聴器購入費助成事業等によって補聴器や人工内耳等への助成を行っているわけですが、また加えて、平成31年4月からは日常生活用具給付事業によって人工内耳の空気電池、充電電池、または充電器ですね、これらも給付対象とされました。しかし小さなお子さんが補聴器や人工内耳を使用する場合には、私ども大人と違って、まだ外耳が柔らかいため、ワイヤーパイプだけですと、補聴器の固定がやはり難しく、子供たちが学校生活や運動、そして友達と遊んだりという場面ですぐ外れてしまうという状況があります。これを防ぐためにイヤーマールド——この写真がそうなのですけれども、耳の穴のところの形状に合わせたオーダーメイドの耳栓、これを使用することによってそれらが防げるということです。

このイヤーマールドですけれども、当市における現在の助成制度や給付制度ですと、補聴器の場合はこのイヤーマールドは助成の対象にはなるのですけれども、残念ながら人工内耳についてはイヤーマールドは助成給付対象になっていません。これはいい、悪いということではなくて、恐らく人工内耳関連の用具、これに対する給付制度というもの——人工内耳が普及するものもそう古くないものですから、歴史も浅くて、対象者も少数ということで、その声がなかなか届きにくいというような部分もあると思うのです。制度的にもその整備の途上にあるものですから、そういうことが原因でちょっと今対象から漏れているのかなという気はしています。

そういうのもあって、実は県内でも人工内耳用のイヤーマールド等の助成はどうも私が調べても、三条市がこれをやっているのですけれども、三条市のみにならなっているようです。ただ、三条市に聞きましたら、対象者は三条市でも今まで2人くらいで、子供さんが成長すると耳の形も変わるものですから、大きくなるものですから、作り直した人もいて、今給付は3回だけというようなお話も伺っています。費用的にはそんな大したことはないのですが、ただ、補聴器には認められているけれども、より障がいの重い人工内耳を同じ子供さんが使用するときには、対象になっていないという部分もあるものですから、そういう意味では、これらも、対象者が少ないからどうこうという問題とはまた違うと思いますので、ぜひ、人工内耳用のイヤーマールドについても補聴器と同じように対象に加えるというような方向でご検討をいただきたいということでお考えのほう、伺わせていただきたいと思っています。

○議 長 市長。

○市 長 2 新生児聴覚検査費等の助成について

それでは2つ目のこのご質問であります、イヤーマールドです。私も今ほど写真を見せさせていただきましたが、なかなか聞き慣れなかったところもあったりして、いろいろ調べてみました。当然、答弁も含めて用意してきましたが、この聴覚障がいによる手帳を所持されている方には、今ほどお話にもありましたが、障害者総合支援法における補装具という制度があ

る。この制度により、障がいに応じた補聴器が交付されている。この交付には、身体障害者更生相談所の判定を受ける必要があって、判定後に補聴器の交付が決定するという一方でこの人工内耳については医療保険の適用を受けるものである。同じイヤーマールドなのですが、異なる制度の物品に附属して使用するものになってしまう。補聴器につけるイヤーマールドは、この交付をできるかどうかの可否について、先ほどの更生相談所の判定を受ける必要があるということだそうです。その申請には、主治医からイヤーマールドが必要であるとの主治医意見書の添付も必要となる。

一方で医療保険の対象である人工内耳の耳かけ型のスピーチプロセッサにおいては、イヤーマールドを使う方と使わない方がいる。イヤーマールドが必要な場合は、医療保険の適用外となるため、個人負担となっている。ちょっと長々言って申し訳ないのですが、いろいろですね。メーカーに確認したところなのですが、子供など——今ほど議員がお話をいただいた、動く機会が多い場合には、使うという方もいるが、大人だとほとんど使用しないことも多い。結構細かくて、答えにくいのです。メーカー3社に確認したところ、乾燥剤を使用しないタイプというのもあって、乾燥……これは言っても分からない。乾燥機が……言ってもなかなか説明が難しいです。難しいのです、すごく本当に。ありまして、いろいろ人工内耳友の会という皆さんからや、例えば市の身体障がい者協会からとか、対象用具に加えてほしいという要望を受けて、検討を行った経過があるということでもあります。

この要望の際には、イヤーマールド、乾燥剤等は要望の対象品としては、その時点では伺っていないのですが、先ほど議員もお話があったように、県内では長岡市、そして三条市、ここでこの用具を日常生活用具の中に加えてやっているということです。またこれも説明ちょっと難しいので端折りますが、乾燥剤等の比較的安価な消耗品を加えているのは、先ほどのお話のとおり三条市ということだそうです。こういった物品も、本来は補装具の制度の中に取り入れられる物品であると考えていますが、人工内耳の手術自体が保険適用になった歴史もまだ浅くて、そういう中でまだ制度としては乾かないというか、発展途上にある状況だと思うのです。それをいち早く取り上げていただいているのだと思います。

でもこういう中で、昨年度からは修理代として、人工内耳の一部修理というのが補装具の制度として認められるようになったと、明るい話題も出てきているということです。今後も国に対しまして、私どもとしては、現在個人負担となっているイヤーマールドなどについて、補装具制度として、適用が受けられるように要望していきたいというふうに思います。やはり加えて言うと、三条市だ、長岡市だという、こういうことこそ、どこの市が取り組んだからということではなくて、私としては国内全体で——子供たちは産まれる場所を選べないわけですから、なので、一律のやはりそういう見解があって、きちんとそれが、先ほど議員はそういう話をしましたが、いろいろ認められるところと認められないところがあるような制度ではいけないだろうと思っています。これらについて、例えば市長会であるとか、それぞれ様々要望できる場所を捉えて、やはりしっかり言うことだというふうに思います。我々としても、ほかの制度のちゃんとそういったものを見ながらやっていきたいと考えてい

ます。今のところ答弁としてはこのくらいかなという状況です。

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 新生児聴覚検査費等の助成について

市長の言われた、どこの地域でも同じような対応が受けられる、これはもちろんそのとおりで、それを目指すということは全く異議はないのです。そういった問題意識を市長が持っておられて、市長はここの首長でおられるわけですし、例えば今も申しあげましたように、よそを見ても対象者はそう多くなく、支出自体でどうこうとなる問題ではないです。

ですから、こういったことをまず検討して、例えば今うちで、先ほども言ったように、補聴器は小さい子はなるのです。ただ、補聴器は耳が聞こえて、補聴器で保護すればいいのですけれども、人工内耳の子はもう耳が聞こえませんから、そういった子が同じようにつけるときに、その子は対象にならないというのは、これはやはり、どこの地域でもそうですけれども、市内のそういった聴覚障がいを持つ子が重い、軽い、逆に障がいの重い子が受けられないという状況が——それも財政的にそんなに負担がなくて、という状況です。そういったところはまず検討して、手を入れて、入れながら国の制度も含めた意見を上げながら、国全体、県全体で同じような対応が受けられるように努力していく。このことが大事だと思うのですけれども、一言だけ、それについてお考えをお願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 新生児聴覚検査費等の助成について

こちらで今ささやき合っているのは、その根っこの制度が違うというところ。これを言い始めるとまたもっと長くなるので、これ以上言いませんが、障害者総合支援法と法律が違って医療保険という……いろいろあるので、この辺のところよくやりながら。

議員がお話をされている、この市内のそういう——これまでも非常にレアケースの部分の障がい者の皆さんの対応というのは、かなりやってきているつもりです。これもそういうのに当たるのか。なかなか制度も乾かなくて解決しにくい問題にも取り組んでいく。そういうことは気持ちは持っていますので、十分検討してまいりたいと思います。ただ、繰り返しになりますが、制度としてのその在り方、ありようが2つのところに引っかかっている、そういう意味からも、国がそういうふうに言ってきているとしても、なかなかそこにぱっと今、立ち向かえていないという、ちょっとジレンマみたいなものも感じているということです。

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 新生児聴覚検査費等の助成について

分かりました。法制度が違うということですが、南魚沼市は平成 31 年 4 月から、人工内耳の電池や充電電池等も対象にして——そういったところで、市内の障がいを持った子供たちに国の法制度が違うからということで、なかなか説得という話にはなりません。そういう意味ではまだ整備途上にある制度、これは市長のおっしゃるとおりで、平成 31 年に人工内耳の電池や充電電池、これも対象になったばかりですから、そういう意味では、今検討もというお話もありました。市内のそういった障がいのある子供さんに光を当てていただくと

いう方向で、ぜひ、これらについても制度の充実をご検討していただきたいということ強く申し上げて、大項目の3番のほうに移りたいと思います。

3 柏崎・刈羽原発再稼働に対する取組について

柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に対する取組ということですが。

まず小項目の1番、この原子力発電所の再稼働問題ですけれども、柏崎刈羽原子力発電所30キロメートル圏内、いわゆるUPZ圏内の市町村議員を中心に、UPZ議員研究会というのを今立ち上げています。この中で30キロメートル圏内の自治体の原発再稼働に対する事前了解権、この実現を目指した新協定案、これを策定して、今住民アンケートの実施や対象自治体への要望活動等を行っています。実は私もこの議員研究会に所属して、そういう意味では新協定案の作成部会で一緒に活動しています。

ご存じのように、福島第一原発の事故では原発から40キロメートルも離れた飯館村——実は飯館村というのがこの30キロメートル圏から50キロメートル圏の間であって、そういう意味では南魚沼市と距離的には同じような位置にあるわけですが、この飯館村ですら全村避難という状況になったわけです。原発からの距離が30キロメートルを超えているからということだけでは、冬の季節風や豪雪を考えたときに安心していることなど到底できないわけなのです。加えて南魚沼市は、福島第一原発事故があつてから10年がたつわけですが、いまだに南魚沼市産のコシアブラは、基準値を超える放射性セシウムが毎年検出をされて、今年も残念ながら基準値を超えまして、南魚沼市産は出荷とか食用の自粛が県から求められているという状況にあります。

このような中でやはり南魚沼市の市民の安全安心のためにも、人任せではなくて、事前了解権の確立が必要だと私は考えていますが、私たちUPZ議員研究会が4月に実施した住民アンケートでも、その対象自治体の8割を超える81.4%の住民が事前了解権を必要と回答しています。この問題については市長も同じような気持ちから、新潟日報さんのアンケートに対して県と全市町村の事前同意が必要と答えられたのだと思っておりますけれども、この事前了解権の実現に向けた今までや今後の取組についてお伺いしたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 3 柏崎・刈羽原発再稼働に対する取組について

それでは梅沢議員の3つ目のご質問に答えさせていただきます。柏崎刈羽原発の再稼働の件であります。市長が新潟日報のアンケートに答えたように、再稼働には県と全市町村の事前同意が必要と思うが、実現に向けた取組についての考えということでもあります。

昨年5月に新潟日報社が行いました花角知事就任2年目に関する全市町村長アンケートというのがありまして、この中で「国は原子力規制委員会の審査で新規基準に適合していると認められた原発の再稼働について、地元の同意を得るとしてあります。地元同意の範囲はどれが望ましいですか」という問いがありまして、私は県と県内の全市町村というふうに回答したところです。これは1つ目として、原子力発電所の事故では広範囲に放射性物質が拡散する恐れがあること。2つ目として、ここが私は特にと考えていますが、南魚沼市は柏崎刈

羽原子力発電所から5から30キロメートル圏のUPZ内にある柏崎市、小千谷市からの避難住民の一部を受け入れる可能性もあることなどにより、原子力災害、これは他人事ではないという思いから、東京電力は県と全市町村の同意を得るべしとしたものです。

原子力発電所の事故における住民避難については、新潟県をはじめとした自治体間の連携がこれは不可欠——誰が考えても同じだと思います。不可欠だと思います。こういったことから再稼働に当たっては、県と全市町村の事前同意を得るべきであると考えておきまして、その枠組みをつくるためには、この県と全市町村が足並みをそろえた協力体制が必要であると私は考えております。

花角知事は広域自治体として、県が立地自治体以外の自治体の意向を取りまとめ、意思表示を行うというふうに言っております。こういったことから5月26日に、南魚沼市を含めました県内の全30市町村長で構成している市町村による原子力安全対策に関する研究会として、花角知事に対しまして提出したこの要望書においては、立地自治体以外の自治体の意向を取りまとめる具体的な方法を、できるだけ早期に示すことを私どもとしては求めているということでもあります。ここの名を連ねております。原子力に関わる様々な課題については、これまでどおり5キロメートル圏内に当たる、立地市町村に当たる、そういったところ、またはUPZといわれる30キロメートル圏内にあるところ、こういったところに立地し、大きな影響を受ける可能性がある市町村の意見を尊重したいとの思いは、私は以前から言っているとおり変わりません。柏崎市長からも大変な親書をいただいております。公開することはいたしません。

しかしやはり、そういう温度差、歴史的な、立地所在自治体の考えと、私どもとまたそういったちょっと違う角度の話もありますが、しかし前半申し上げたような南魚沼市にとってのやはり避けられないというか、考えておかなければいけない、そういう課題については、これは堂々と南魚沼市の立場を主張していく。そしてそれは県内全体の足並みをそろえてやっていかなければならないということにはほかならないと思っておりますので、対応してまいりたいと思います。県内自治体との十分な意見交換の下で県と全市町村、これが連携して進めることができるよう、私どもも努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3 柏崎・刈羽原発再稼働に対する取組について

花角知事に対する要望書、これも自治体研究会で提出をいただいております。そういう意味では、この立地自治体の意向を取りまとめる具体的な方法、これをできるだけ早期に示せということで、5月26日でしょうか、申入れもしていただいた。これも本当に正直、私たちUPZ議員研究会で30キロメートル圏内の事前同意という問題を取り上げてアンケート調査の結果が出た。そういうのがある程度引き金になっているのかなという気もしています。

同時にまたその原子力安全対策に関する研究会では、原子力規制委員会にも同じく要望を出しています。その中で安全確保や防災対策上における安全協定の在り方や地方自治体の役

割分担を明確にすることということで、市長も連名で申入れを要望されています。これらの自治体研究会の中で、市長の考えとしては、県と全自治体の同意が必要だろうということで、例えば南魚沼市もそういう意味では飯館村と同じような位置にあって、冬の季節風等考えれば、とても他人事ではないわけですが、今の状態ですと、うちは避難者を受け入れる立場ですが、市民の避難計画自体はないわけです。

そういう中で、研究会の総意がどうなるかというのはいろいろありますけれども、ぜひ、この取組という部分では全県の自治体の事前同意、これらを市長のお考えのように、全体の意見となるような意見反映をお願いしたいと思いますが、その辺についてお考えがあったら、一言で結構ですのでお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 3 柏崎・刈羽原発再稼働に対する取組について

UPZ議員研究会ですかね、これは皆さん入っているのですか。分かりません。そこを言っているのではないですけども、それがどういう活動をされても、私が何か言う筋合いはないと思うので、私は首長という立場で言っていることであります。先ほどから申し上げているとおりでありますので、再度繰り返すことも要らないと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3 柏崎・刈羽原発再稼働に対する取組について

私が言ったのは、原子力安全対策に関する研究会の中でということですよ。30市町村の首長さんが集まって、県内で研究会をやっているわけです。それで、その研究会名で市長も一緒に要望書の提出をされたわけですから、その研究会の中で意見反映を、ぜひしていただきたい。それに対してのお考えということで、議員研究会のことではありませんので、ちょっとそこを何かお間違えになったようですので、ぜひ、これについても検討をお願いしたいと思います。ちょっと時間もございませんので、次に小項目の2番のほうにいきたいと思います。

原発における不適切事案の情報公開の実現ということですよ。この間、東京電力の柏崎刈羽原発ではIDカードの不正使用問題ですとか、取り違え、それから確認不徹底事案、さらには規制庁の現地調査で核物質防護設備機能喪失問題等、様々な問題が相次いで発覚し、規制委員会からは是正命令が発せられる事態となった。これはもう記憶に新しいところです。しかしこれらの情報網ですね、報道により発覚するなど、東京電力の対応にはちょっと誠意が見られないという状況にあります。うちの市も東京電力と安全協定を結んでいますし、この中にも通報連絡についての条項等もございまして。これらについて、通報連絡がきちんと行われるように、迅速な情報公開が必要だと思いますが、この実現に向けた取組についてのお考えを伺いたいと思います。

時間があまりなくて申し訳ありません。

○議 長 市長。

○市長 3 柏崎・刈羽原発再稼働に対する取組について

ご質問に答えます。まずは、いろいろなことが残念ながら起きましたが、東京電力さんの、新潟のほうからその代表の方が当市を訪れてまいりまして、これはいろいろなところの市町村を回ったと思います。極めて丁寧なおわび、そして今後の対応等々につきまして、私に面会を求めてまいりまして、お会いもして、私どものほうからもやはり大変遺憾なことなので、よそも同じようなことを言っていると思いますが、きちんとやってほしいという話を厳重にさせていただきました。中央制御室の職員が同僚のIDカードを不正使用した。また中央制御室まで入城したというか、そういう事案があったにもかかわらず、というようないろいろな案件であります。このことについて、市民の安全安心の観点からも大変憂慮しているということを伝えさせていただきました。

東京電力からは、情報公開、そしてこの核物質防護のバランス、これらを考慮しながら、——いろいろ大変な問題もあると思います。秘密保持という部分もあるだろうし、いろいろあるのだろうと思いますが、でもこういったバランスを考慮しながら、この公開の在り方を検討中ということでありまして、当面、核物質防護上のトラブルは核物質防護の脆弱性が公にならない範囲において、適切なタイミングでお知らせするというふうに言われています。また、今後は原子力規制庁による指導を仰ぎ検討していくというふうにも言われております。

こういった状況から先ほどの話のある市町村による原子力安全対策に対する研究会として、原子力規制委員会に対し提出した柏崎刈羽原発の不適切事案に関する要望書におきまして、核物質防護を含む原子力発電所における不適切事案について、住民の不安解消や発電所の透明性確保に資するように可能な限り迅速に情報を公開する仕組みを構築することを求めているところであります。先ほどのご質問で申し上げたことと同様に原子力に関する様々な課題に対する要望活動などについては、一自治体としての単独の活動でなく、繰り返しになりますが、県内自治体と連携して、必要な対策を講じるよう、関係機関に働きかけていきたいと思っています。

以上です。

○議長 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3 柏崎・刈羽原発再稼働に対する取組について

一自治体として関係機関に働きかけていきたいということで、今お話を伺いました。市長おっしゃるとおり、4月23日に30市町村の首長さんで構成する原子力安全対策に関する研究会が開催されています。この中の議事録を少し見ますと、規制庁に対する意見として、信頼を回復するためには、住民の不安解消や発電所の透明性を確保するとともに、迅速な情報公開が必要ではないかというようなことも出ています。また東京電力に対する意見としては、ここに住民が住んでいることがないがしろにされてきたのではないかと、当面は30キロメートル圏外だが、今回の問題は看過できない——これは30キロメートル圏外の市町村、うちもそうですけれども、出た意見ということで、ちょっとうちから出た意見かどうかわかりませんが、そういった厳しい意見が出ています。

その中で市長も連名で——先ほど市長もおっしゃいました、首長さんが連名で原子力規制委員会に、核物質防護を含む不適切事案について、住民の不安解消と、可能な限り迅速に情報を公開する仕組みを構築することということで、研究会で正式な意見書ということで出しているわけです。ですから、一自治体で関係機関に働きかけるということもぜひ、お願いしたいと思っているわけですが、ぜひ、県内の全自治体で組織する研究会、これは本当に全国的にもまれな組織で、こういったきちんとした議論をしていただきながら、規制庁や東京電力や委員会等に、県に対してもですけれども、要望書等を出していただいている。この発言力なり影響力というのは大変大きいものだというふうに思っています。

そういう意味では、ここの東京電力との安全協定、これも実際はこの研究会の中で議論をされて、全部の自治体が統一した内容で、うちだけが東京電力と結んでいるのではなくて、皆さんと一緒に議論をして、同じ内容で実は東電と結んでいる。そういう意味では、安全対策に関する首長さん方の研究会、ここから原子力規制委員会への要望ということで、迅速な情報公開の仕組みの構築を申入れしているわけです。また具体的にこの中でもその安全協定について、それを担保できるような内容にできるのかどうか、どうやればいいのか、そういった議論も含めて、規制委員会に対して申入れまでその研究会でやっているわけですから、その中で安全協定についても、ぜひ議論の俎上に上げていただいて、具体的に自分たちで議論をするというようなことで意見反映をお願いしたいというふうに思いますが、お考えを伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 3 柏崎・刈羽原発再稼働に対する取組について

ちょっと質問させていただきますが、今の質問の一番冒頭で、後でちょっと言い直されていて、それで腑に落ちたところがあるのですけれども、一自治体として関係機関に働きかけていくということだと最初始まったのです。ちょっと言ってませんけどという……（何事か叫ぶ者あり）私、言ってませんよね。そしてその後、そういうふうにしてもらいたいと、もう一回梅沢議員がおっしゃったので、腑に落ちたのですが、冒頭の部分は私は言ってませんので、拡大解釈はやめていただきたいと思います。後で言い直されたほうが正しい言い方だと思います。

質問をでは終わります。

ご要望はお聞きしました。それをもって私が、いわゆる首長の研究会でどういう発言をするかどうかについては、私の考えに沿ってやらさせていただきます。

以上です。

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3 柏崎・刈羽原発再稼働に対する取組について

それはもちろん、首長の権限でございますので、そういうことだと思います。実は先ほどの、この原子力安全対策に関する研究会、長岡市さんの前市長が音頭取りで設立になったという話は聞いています。そういう意味では本当に世界一の規模の原発を抱える県として、あ

る意味画期的な組織で、大変貴重な議論がなされているというふうに思っています。そういう意味では本当に一自治体でどうこうというよりは、本当に影響力も含めてある、大変重要な組織だというふうに思っています。そういうところの一員でも首長としてあるわけですので、そういう意味では先ほどの事前了解権も市長はそういうお考えをお持ちだということですし、情報公開についても、これはもう全市町村の総意で申入れまでしているわけですから、それをまた一步踏み込むような形で、市長のほうからも……

〔制限時間を知らせるブザー音あり〕

〔何事か叫ぶ者あり〕

失礼しました。終わります。

○議 長 以上で、梅沢道男君の一般質問を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。

次の本会議は明日6月9日、午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後4時37分〕